

郡山城跡公園基本計画



平成 31 (2019) 年 3 月
大 和 郡 山 市

はじめに

豊臣政権の崩壊後、郡山城はすっかり荒廃していましたが、元和元(1615)年三河国刈谷から郡山城主に転じた水野勝成によって、二の丸をはじめ櫓や家中屋敷の修理・整備が行われます。

4年後、水野勝成は6万石から10万石に加増のうえ、備後国福山城へ国替えとなり、そのあとに松平忠明が12万石余で大阪城から郡山に入ります。江戸幕府における郡山城の位置づけがこれで定まったと言えるのではないのでしょうか。

今からちょうど400年前のことでした。

その間、お城のシンボルであり続けた天守台については、平成25～28年にかけて石垣の修復と展望施設及び周辺の整備を行い、偉容を取り戻すとともに、続日本100名城に選定されました。

このたび策定に至った『郡山城跡公園基本計画』は、県道城廻り線のアンダーパス工事を受けて、平成24年3月に改定した第2次基本計画に対し、奈良県立郡山高等学校城内学舎跡地が返還されることを契機に改定したもので、本市が城内学舎跡地を取得することを前提に、郡山城跡公園の魅力ある整備に向け、外部委員のご意見もいただきながら、建築・造園・照明などの高度の知識と豊富な経験、新しいアイデアをもつ設計者を募り、基本設計に取り掛かっていきたいと考えています。

城下町や近鉄郡山駅周辺のまちづくりとも連動し、持続性と活力のある歴史公園とするためには市民団体や民間企業等との協働が欠かせません。

一方、悲願とも言える国史跡指定については、文化庁への意見具申に向けて、平成31年度から総合調査に着手してまいりますので、ご理解と、ご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。

平成31(2019)年3月

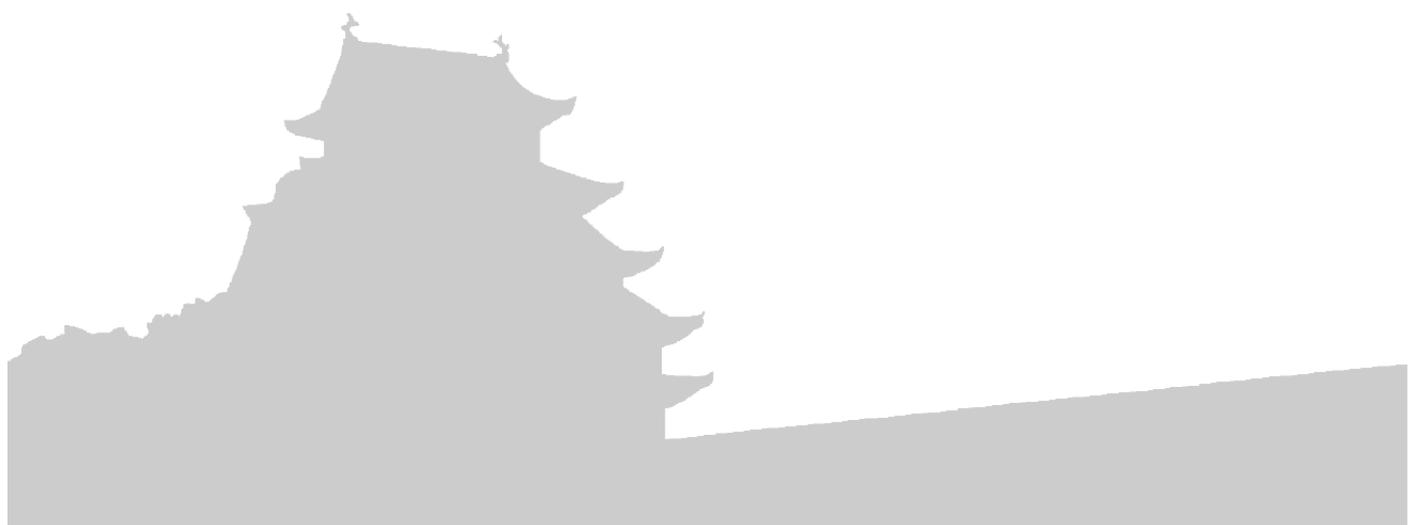
大和郡山市長 上田 清



目次

1. 基本計画改定の目的と位置づけ	3
1.1. 基本計画策定の経緯と改定の目的	3
1.2. 基本計画の体系と構成	3
1.3. 計画改定の流れ	4
2. 大和郡山市の現況	5
2.1. 大和郡山市の概況	5
2.2. 大和郡山市の土地利用	6
2.3. 大和郡山市の人口動向	6
2.4. 交通アクセス	8
2.5. 城下町・箱本十三町	8
3. 城跡公園の現況	9
3.1. 郡山城跡の成り立ち	9
3.2. 各郭の現状	10
3.3. 法的規制	12
3.3.1. 都市計画	12
3.3.2. 文化財保護	12
3.4. 城跡公園の自然環境	13
3.5. 城跡公園の利用状況	13
4. 上位計画・関連計画の整理	14
5. 公園区域の考え方	18
5.1. 都市計画公園区域の設定	18
5.2. 都市計画公園区域における建築制限の緩和	19
6. 基本計画	21
6.1. 基本計画の理念と計画方針	21
6.1.1. 計画理念とコンセプト	21
6.1.2. 計画の基本方針	21
6.1.3. 公園整備と史跡保全に向けた計画方針	22
6.2. ゾーニング	24
6.3. 施設計画	26
6.3.1. 各ゾーン共通の基本方針	26
6.3.2. ゾーンごとの施設内容	26
6.4. 植栽計画	29
6.4.1. 植栽計画の基本方針	29
6.4.2. 各ゾーンにおける植栽方針	29
6.4.3. 樹種の基本方針	30
6.5. 動線計画	37
6.5.1. 公園への車両動線	37
6.5.2. 歩行者動線計画の基本方針	38
6.5.3. 公園内歩行者動線	39
6.5.4. 公園区域周辺の歩行者動線	40
6.5.5. バリアフリーの方針	41

6.6. 基本計画図	42
6.7. 実現化方策.....	47
6.7.1. 管理運営体制について	47
6.7.2. 周辺区域と城跡公園の位置づけ	48
6.7.3. まちづくり事業等との連携	49
6.7.4. 景観条例の制定に向けて	49
6.7.5. 歴史まちづくり法の活用に向けて	50
7. 資料編	51
7.1. 郡山城跡公園基本計画策定委員会	52
7.2. 工程計画案	55
7.3. 現況写真集	56
7.4. 第2次基本計画からの引継資料	67



1. 基本計画改定の目的と位置づけ

1.1. 基本計画策定の経緯と改定の目的

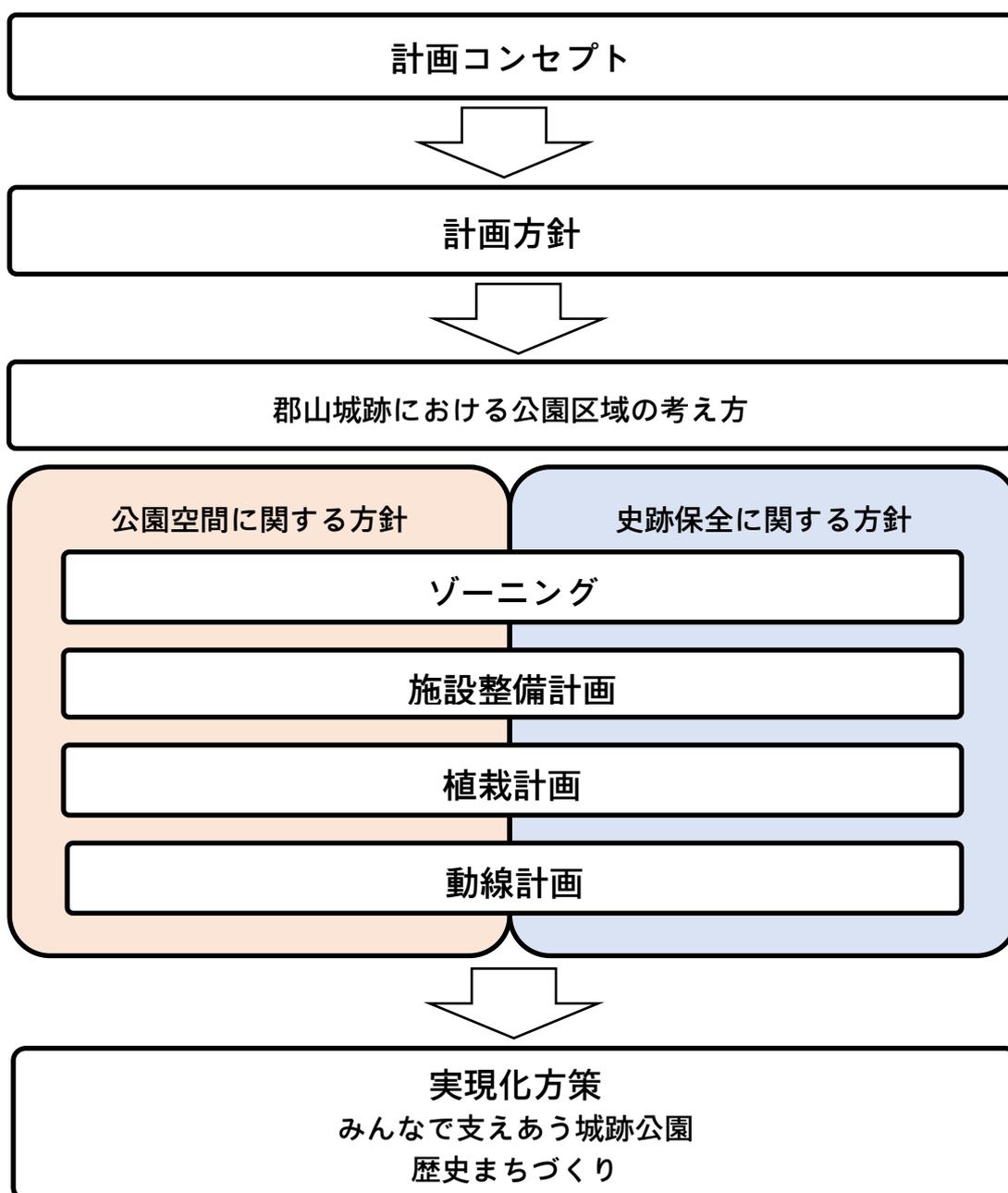
郡山城跡公園基本計画は、平成元（1989）年に策定されましたが、敷地所有の問題などから平成 23（2011）年度に至るまでほとんど実現されていませんでした。

このため、平成 24（2012）年 3 月に、城跡公園北側に隣接する県道奈良大和郡山斑鳩線（（都）城廻り線）の近鉄橿原線との立体化（アンダーパス）整備計画の決定を踏まえ、既往「郡山城跡公園基本計画」を見直し、史跡環境の保全、必要な施設の整備に係る基本的な計画について取りまとめた第 2 次基本計画が策定されました。

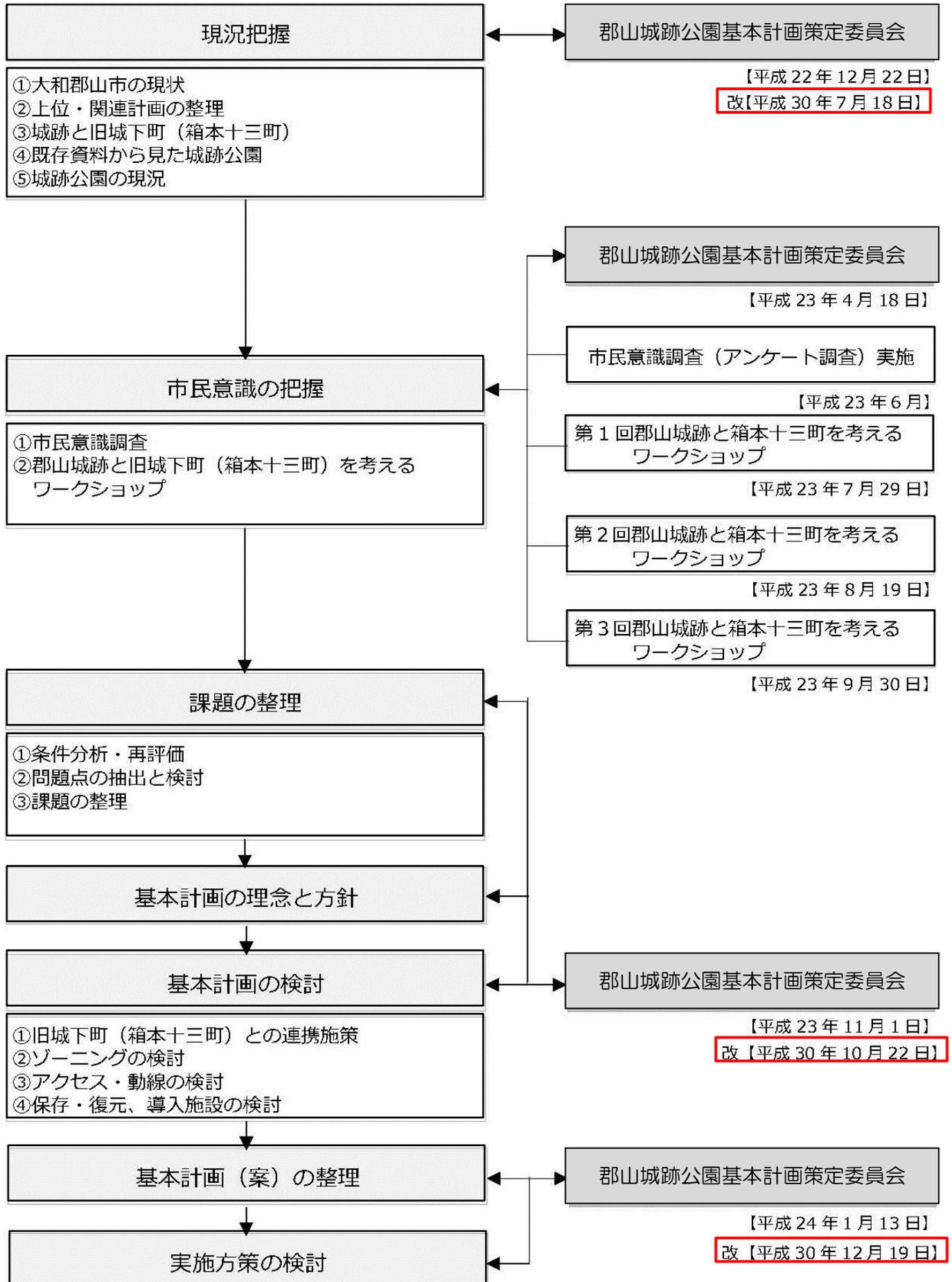
今回、郡山高校城内学舎の閉鎖と敷地の返還及び大和郡山市による土地公有化を契機に、公園開設区域の拡張と国史跡指定への具体的な取り組み、関連法令の改正等を踏まえ、第 2 次基本計画の基本理念と基本方針に基づいて、第 3 次となる基本計画の改定を行うものです。

1.2. 基本計画の体系と構成

計画地の現況を踏まえた上で、基本計画改定の体系と構成を以下のように整理します。



1.3. 計画改定の流れ



2. 大和郡山市の現況

2.1. 大和郡山市の概況

大和郡山市は、北を奈良市、東を天理市、西を生駒市・斑鳩町、南を安堵町・川西町に囲まれた、東西 9km、南北 7km、面積 42.68k m²の奈良盆地に位置する市です。海拔は最低 45m、最高 325mで、奈良盆地北部に位置し、佐保川と富雄川が南流しています。市域は概ね平坦ですが、西部は矢田丘陵による起伏ある地形となっています。

奈良盆地の気候は、内陸性気候を示し、夏は高温、冬は低温となり、年較差が大きいのが特徴です。

計画地である郡山城跡公園は、近鉄郡山駅とJR郡山駅の間に位置する中心市街地に隣接し、筒井順慶が基礎を築き、豊臣秀長が完成させた城郭です。近世の縄張りが良好に残っており、「さくら名所100選」に加え、平成29(2017)年には「続日本100名城」にも選定され、市内最大の観光地となっています。

市内には、近鉄線とJR線が交差しており、それぞれ5つの駅と2つの駅が設けられ、京都・大阪へのアクセスが容易です。また、主要幹線道路についても、平成27(2015)年には市内を縦断する国道24号線と横断する国道25号線が、「郡山下ツ道ジャンクション」により西名阪自動車道と京奈和自動車道に接続され、京阪神・名古屋の交通結節点としての役割が益々高まり、城跡公園の来園者数増加も期待されます。

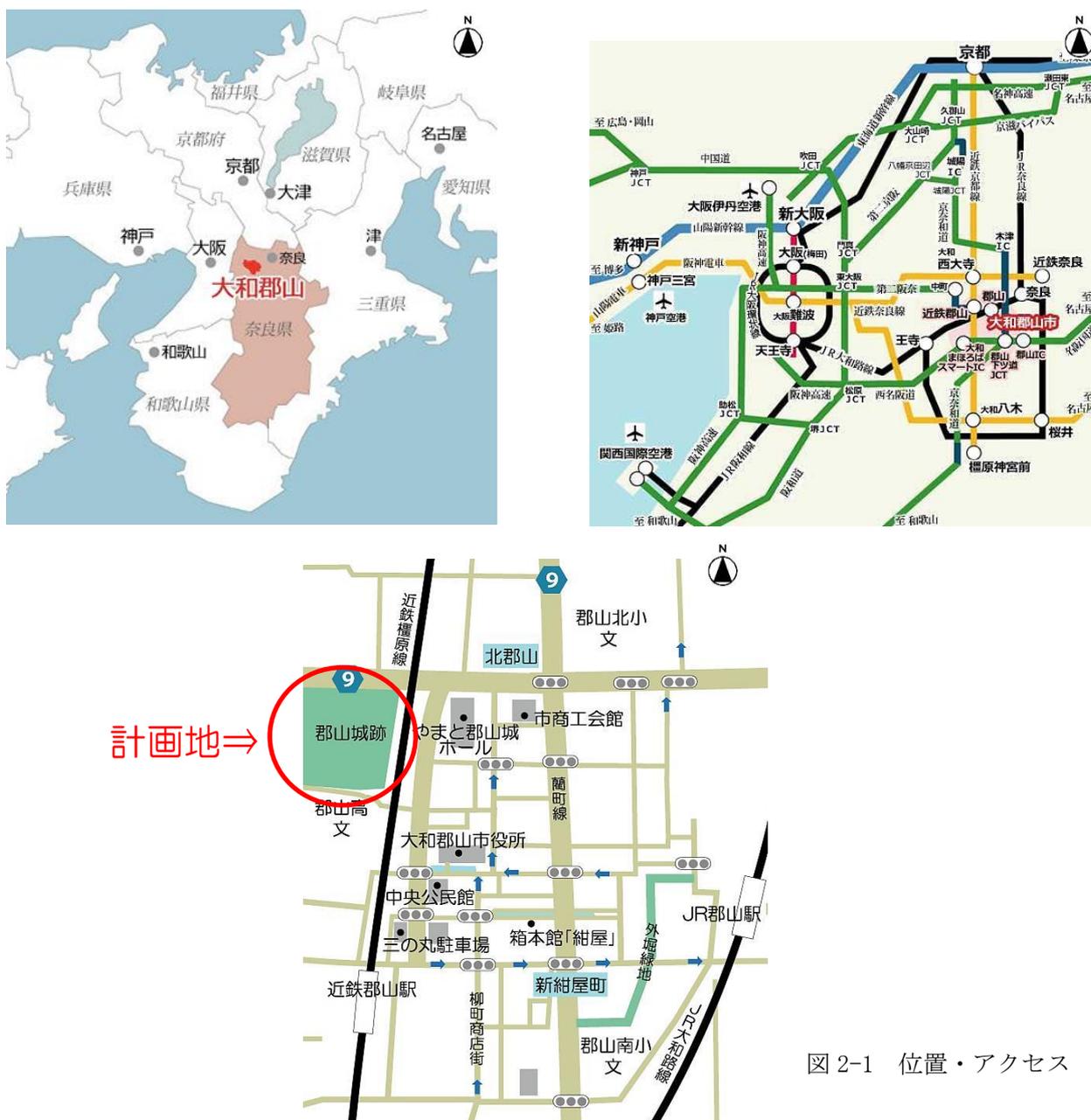


図 2-1 位置・アクセス

2.2. 大和郡山市の土地利用

大和郡山市全域 4,268ha が都市計画区域に指定されています。そのうち、市街化区域は 1,135.8ha、市街化調整区域は 3,132.2ha を占めています。市街化区域における土地利用比率は、農地・山林等の自然的土地利用が 12%、都市的土地利用が 88%となっています。また、市街化調整区域では、自然的土地利用が 68%、都市的土地利用が 32%となっており、市街化区域に位置する郡山城跡公園が中心市街地で果たす自然地としての役割は大きいと考えられます。

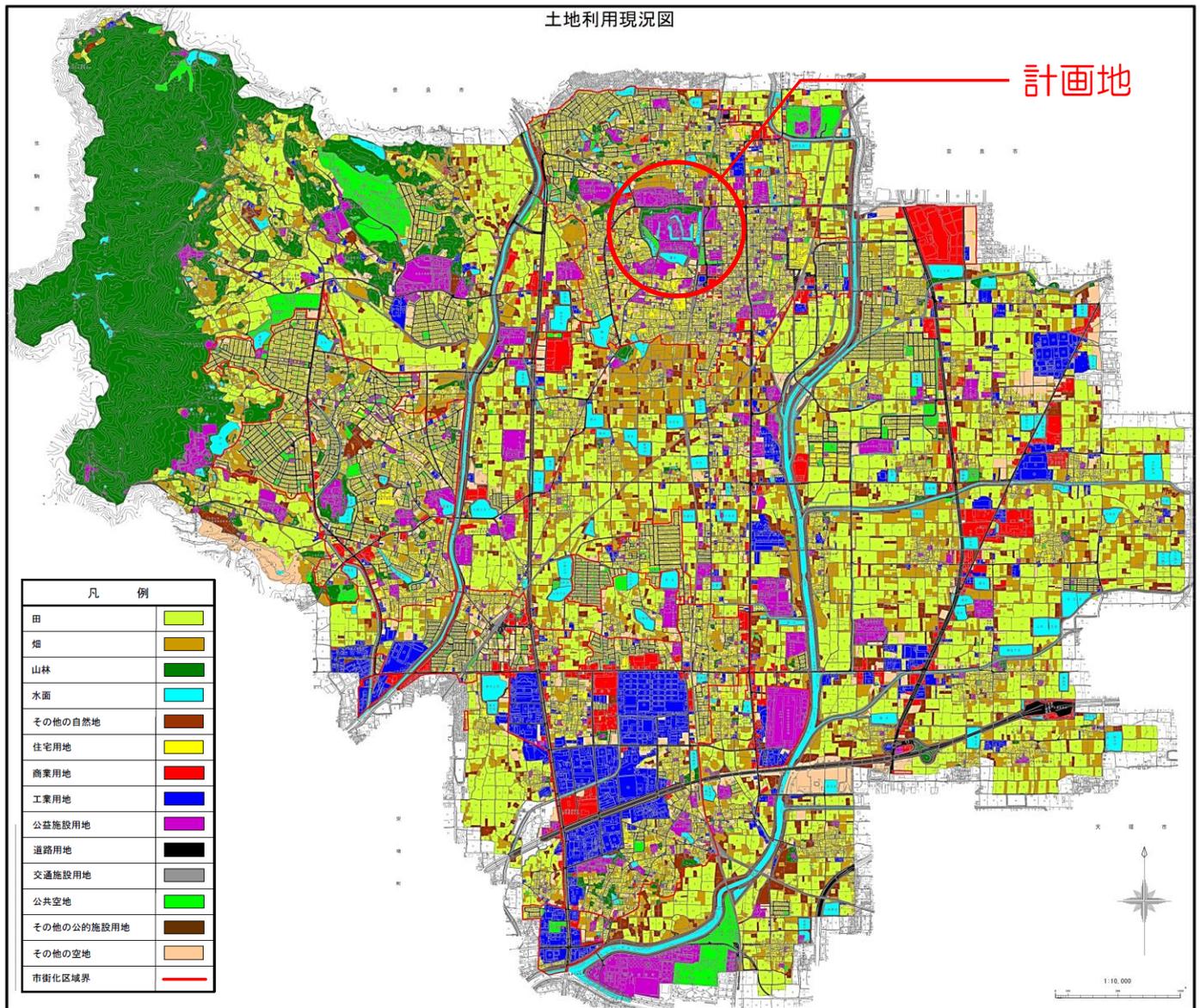


図 2-2 土地利用現況図（平成 26（2014）年度都市計画基礎調査より）

2.3. 大和郡山市の人口動向

郡山城跡公園は、大規模な歴史公園となりますが、基本的には市民全般の利用が前提となります。

市の人口は、平成 30（2018）年 10 月 31 日時点で 86,664 人、平成 7（1995）年の 95,165 人をピークに減少を続けており、平成 47（2035）年には 6 万 9 千人まで減少すると推計されています。また、高齢化率は上昇を続け、平成 52（2040）年には、高齢化率が 40%を超える推計となっています。一方で、駅周辺への人口集中が進み、計画地が位置する中心市街地の近鉄郡山駅と J R 郡山駅への人口集中が予想されており、大規模公園である城跡公園の果たす役割が益々高まってきます。

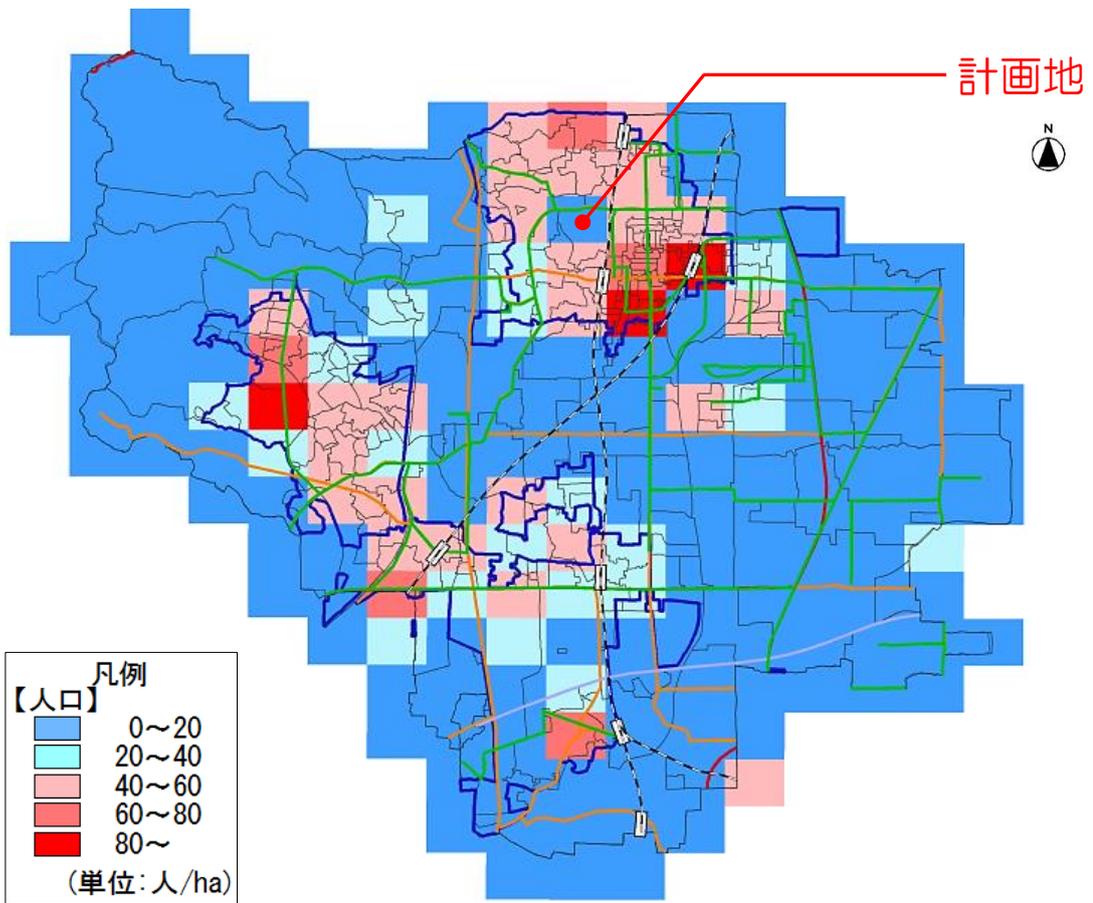
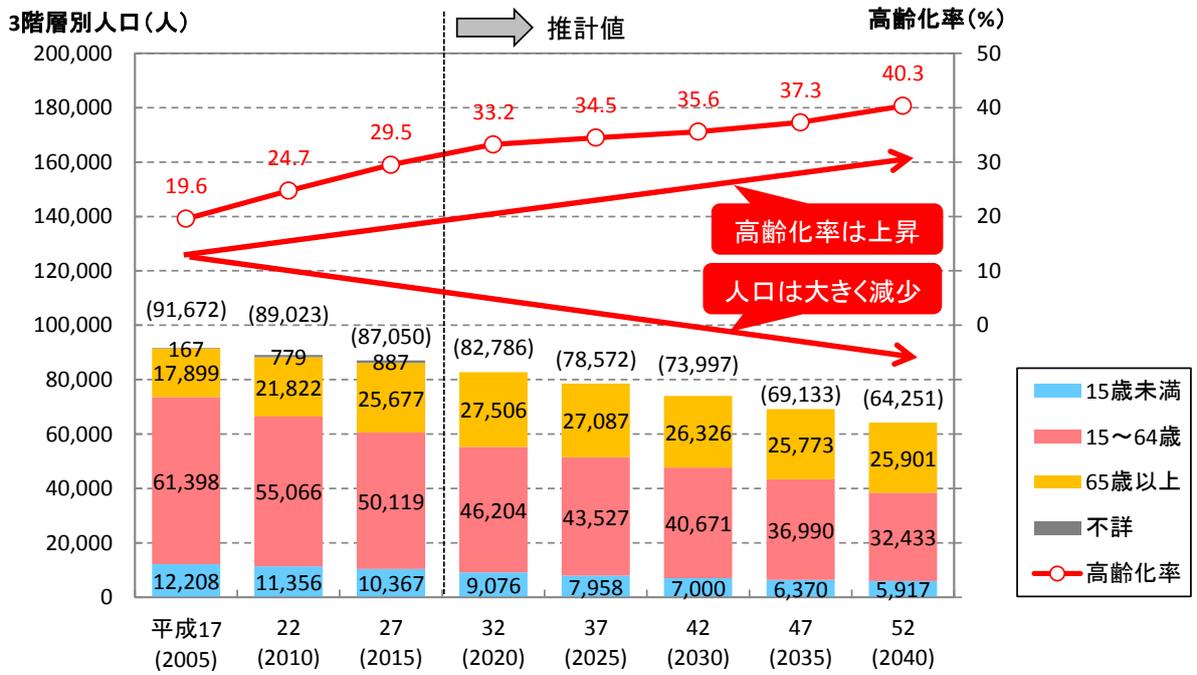


図 2-3 人口動向
(国立社会保障・人口問題研究所の推計を参照)

2.4. 交通アクセス

郡山城跡公園は、県道奈良大和郡山斑鳩線に隣接していますが、左京堀によって直接のアクセスはできないため、市道近鉄三の丸線と市道矢田筋大阪口線によるアクセスとなります。しかし、公園内に専用駐車場がないため、自家用車での来園者については、約 300m離れた駅前の立体駐車場を利用せざるを得ない状況です。観光バスを利用した来園については、約 150m先のバスパークを利用することができ、団体観光客の拠点となっています。最寄駅は約 400m先の近鉄郡山駅で、春のお城まつりや秋の親子まつりでは、公園の玄関駅として利用されています（図 2-1 参照）。

なお、近鉄郡山駅周辺地区では、奈良県と協働して、駅舎及び駅前広場の整備を核とした事業計画の策定が進められており、城跡公園へのアクセス性の向上が見込まれます。

2.5. 城下町・箱本十三町

郡山城跡公園の東側に隣接する中心市街地には、江戸時代に発展した城下町での町名と町割り、道路網などが今日に至るまで残っています。特に、道路を挟んで両側の区画によって形成された町割りや良好な状態の町家が今も残存し、地子免除の特権を与えられた箱本十三町の由来とあわせて、中心市街地自体が城下町としての貴重な歴史財産となっています。

また、平成 15（2003）年から「街なみ環境整備事業」で整備された藪町と紺屋町をはじめとして、外堀緑地・箱本館「紺屋」・箱本物語館・町家物語館・修羅展示場など、城下町の歴史を大切にしたまちづくりが積み重ねられた成果として、多くの観光客が訪れるようになってきました。

さらに、平成 29（2017）年にオープンした郡山城天守台展望施設は、城跡への誘客を促す中核的な施設となり、歴史公園と城下町を結ぶ動線が着実に生まれています。

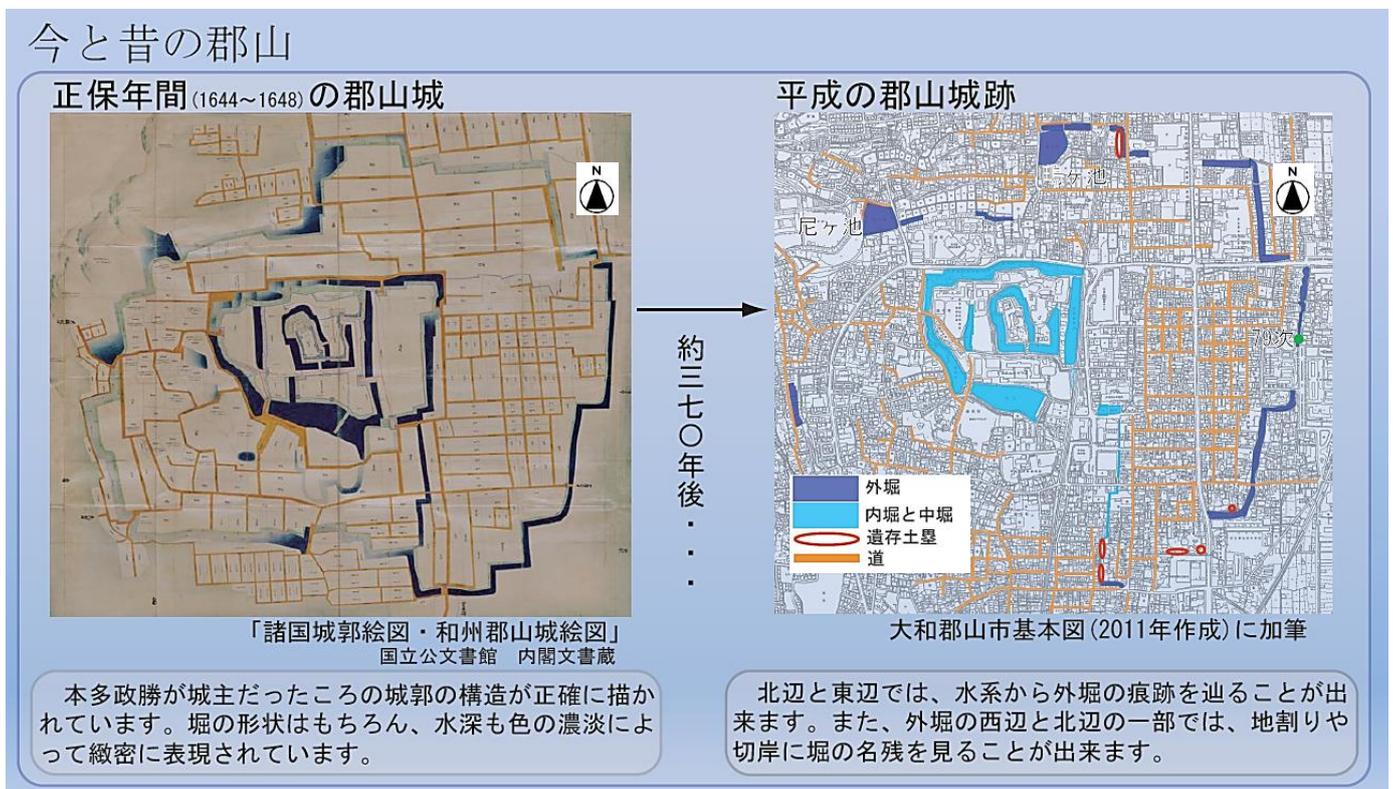


図 2-5 城下町と道路網の比較

3. 城跡公園の現況

3.1. 郡山城跡の成り立ち

郡山城跡公園は、郡山城跡を中心として都市公園区域が決定されていますが、平成 30 (2018) 年 12 月現在、都市公園として実際に開設されているのは、西端の城趾公園 (西公園) のみです。

郡山城跡は、同心円状に広がる内堀・中堀・外堀の三重の堀に囲まれた総構えの構造をもちます。城郭の成り立ちは、天正 8 (1580) 年に遡り、筒井順慶が明智光秀の指導により城郭の整備に取り掛かってから、天正 13 (1585) 年、豊臣秀長時代に城と城下町が形成され、文禄 5 (1596) 年に開始された増田長盛による外堀普請によって完成しました。

城内は、本丸・二の丸・三の丸に大別され、本丸は天守郭・毘沙門郭・常磐廓・玄武郭、二の丸は二の丸屋形・大腰掛・菊畑・松蔵・緑郭・厩郭・麒麟郭・薪郭、三の丸は柳郭・柳蔵をさし、現在も、その構成がほぼそのまま残っています (図 2-5、図 3-1 参照)。

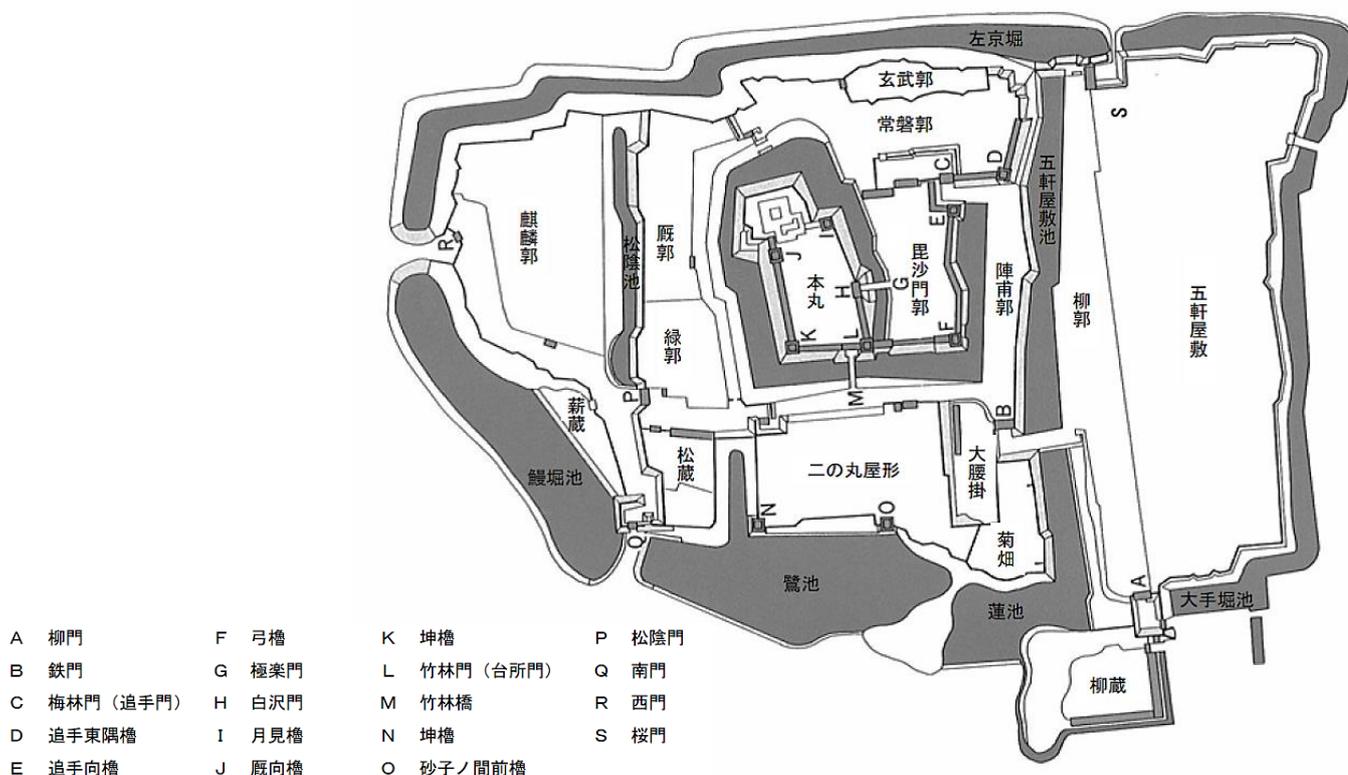


図 3-1 郡山城中心部の模式図 (慶応元年、環事研・奈文研編 1981)

藩主	在藩期間	在藩年数
筒井順慶	1580(天正8)~1585	5年間
豊臣秀長-秀保	1585(天正13)~1595	10年間
増田長盛	1595(文禄4)~1600	5年間
(在番一廃城)	1600(慶長5)~1615	15年間
水野勝成 →福山藩へ	1615(元和元)~1619	4年間
松平忠明 →姫路藩へ	1619(元和5)~1639	20年間
本多政勝-政長-忠国 →福島藩へ	1639(寛永16)~1679	40年間
松平信之 →古河藩へ	1679(延宝7)~1685	6年間
本多忠平-忠常-忠直-忠村-忠烈	1685(貞享2)~1724	39年間
柳沢吉里-信鴻-保光-保泰-保興-保申	1724(享保9)~1869	145年間

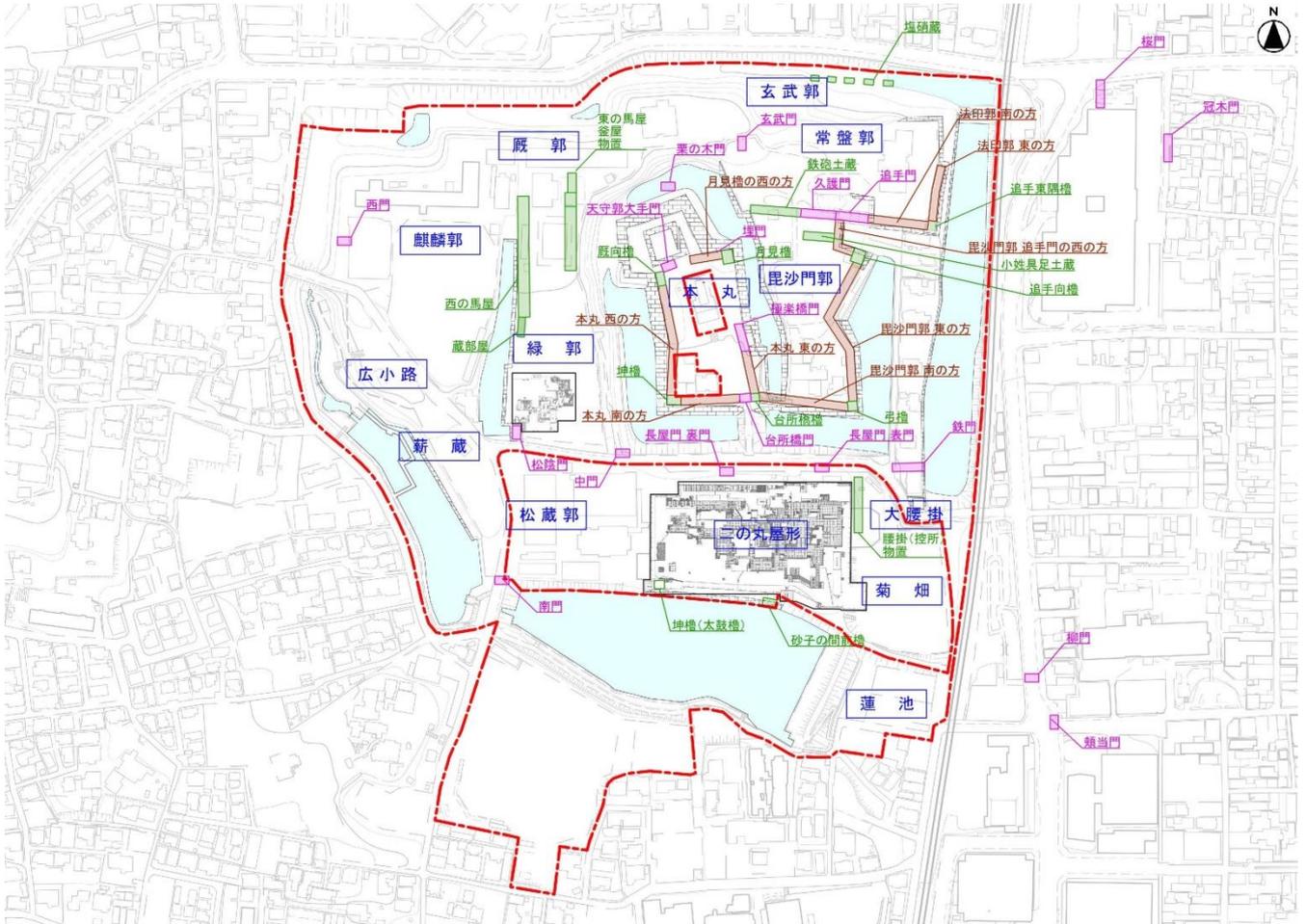
表 3-1 歴代城主

3.2. 各郭の現状

郡山城跡公園内に位置する各郭は、近代から現代までの時代の流れとともに、多くの部分が県立高校の敷地として利用されてきました。従って、都市公園としての区域指定は大きいにも関わらず、公園的利用が可能な郭は、ごく限られているのが現状です。今後、城内学舎跡地の拡張整備は、その範囲を大きく広げることになります。さらに、東西の郭が連結されることで公園内の回遊性が大幅に向上することが期待されます。

郭名		城郭としての役割	現在の状況
本丸	天守郭	天守台、櫓 4 基及び極楽橋門（白沢門）が多聞櫓で連結	軍事系 天守台は石垣を積み替え、展望台として活用、郭南側は柳沢神社敷地 郭の南側は柳沢文庫及び柳澤氏私邸、北側は柳沢文庫の庭園・茶室 城址会館を中心に、庭園と多目的広場として利用、西端は学校敷地（セミナーハウス） 林地
	毘沙門郭	櫓 2 基を多聞櫓で連結	
	常磐郭	追手門及び追手東隅櫓を多聞櫓で連結	
	玄武郭	煙硝蔵 5 棟、防水池が設置	
二の丸	陣甫郭	調練場、武者ぞろえの場	広場系 私道、民家 8 軒（土地は柳沢文庫所有）
	厩郭	東西に厩 1 棟つつ計 2 棟、馬術訓練場	軍事系 学校敷地（校舎・プール・グラウンド）、グラウンドは流域貯留浸透事業による遊水池
	緑郭	藩主世継ぎの館跡（新宅）	住居系 学校敷地（グラウンド）
	麒麟郭	西側の武者ぞろえの場、南側に藩主の御霊屋や稲荷社	広場系 学校敷地（校舎、体育館、グラウンド）
	薪蔵	薪等燃料庫	住居系 西公園（遊具・野外ステージ・トイレ）
	広小路	道路、広場	広場系 西公園の一部
	松蔵	米、食料の保管庫	住居系 学校敷地（校舎、体育館、プール）
	二の丸屋形	藩主の居所、藩庁	
	大腰掛	藩士の控えの場	
菊畑	菜園		
堀	内堀	水堀	水堀
	五軒屋敷池	水堀	水堀
	左京堀	水堀	空堀
	鰻堀	水堀	遊水池兼公園（特定保水池整備事業）
	鷺堀	水堀	遊水池兼公園（特定保水池整備事業）
	松陰堀	水堀	水堀、北側は埋め立てられ学校敷地（校舎）
	蓮池	水堀	線路敷、駐車場、住宅。東側は三の丸緑地公園

表 3-2 各郭の利用状況（緑色は既に公園的利用が行われている郭。赤色は公園拡張が予定される郭）



参考図 3-2 絵図から推定される城郭建築

■緑色は既に公園的利用が行われているエリア。赤色は公園拡張が予定されるエリア



図 3-2 公園的利用範囲

3.3. 法的規制

3.3.1. 都市計画

計画地は、都市計画区域内に位置し、「8・5・2郡山城跡公園」都市計画公園の区域指定が行われています。また、「第1種低層住居専用地域」「第3種風致地区」に指定され、建築物等の規制と良好な自然的環境の保全が図られてきました。

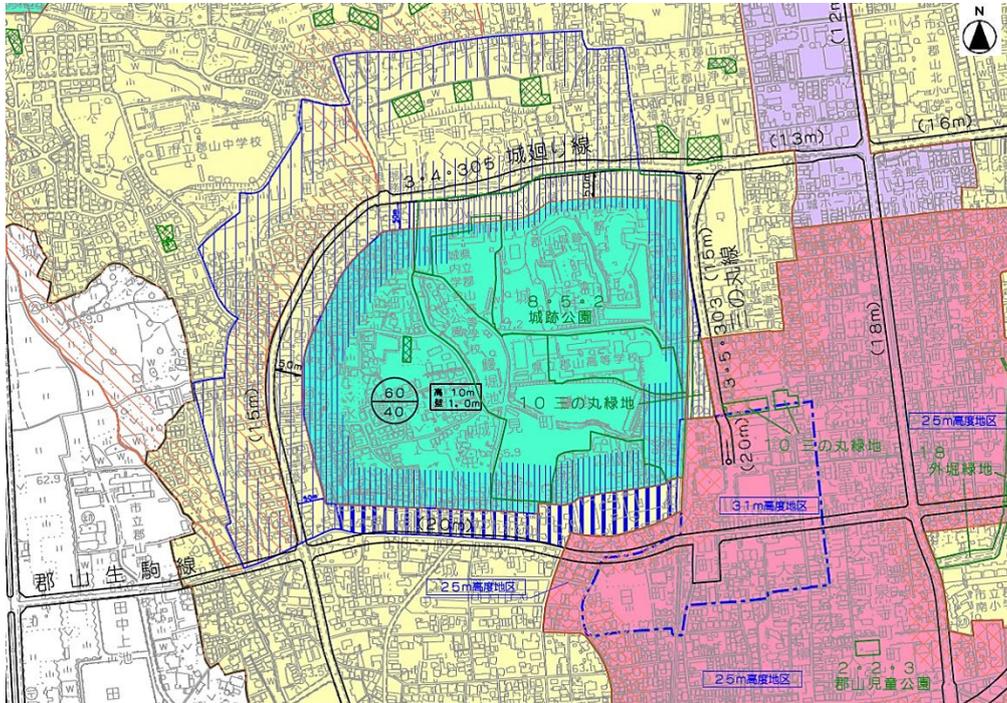


図 3-3-1 都市計画図

3.3.2. 文化財保護

計画地は、文化財保護法において、周知の埋蔵文化財包蔵地である郡山城遺跡であり、域内の北東部分については奈良県史跡に指定され、遺跡の保全が行われてきました。

市では、区域内的の遺跡保全をさらに確実なものとし、郡山城跡を将来にわたって継承していくため、現在の範囲だけではなく、中堀までの範囲を含めた国史跡指定を目指して、取り組みを進めています。

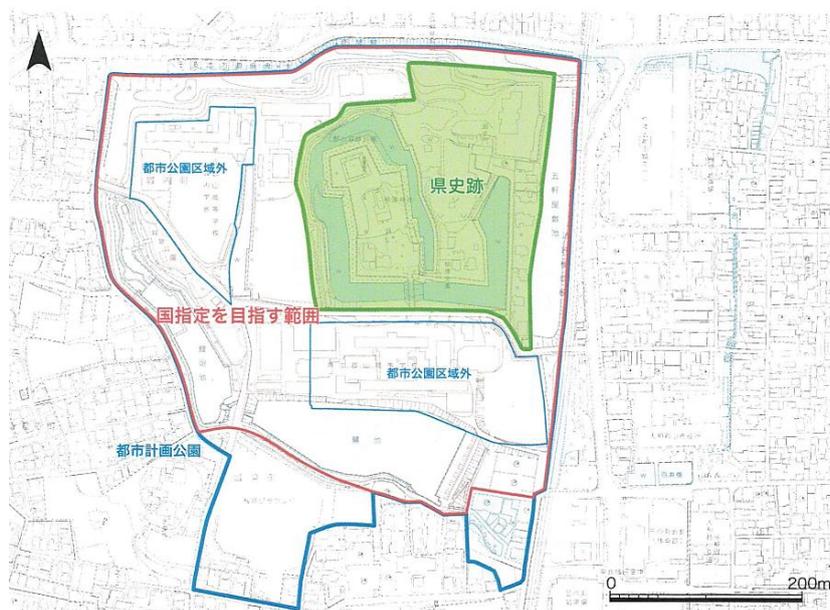


図 3-3-2 現在の指定範囲と今後指定を目指す範囲

3.4. 城跡公園の自然環境

計画地は、さくら名所 100 選に選定されており、ソメイヨシノをはじめとするサクラが各所に植樹されています。サクラの植樹の歴史は古く、天正 13 年(1585 年)大納言豊臣秀長が姫路から郡山へ入部、多武峰の談山神社を城北に遷座、その堂宇と共に、多武峰にあった桜樹も城内に移したのがその始まりと伝えられています(御殿桜と呼ばれていました)。その後、市民による植樹が進められ、サクラの名所として親しまれるようになりました。また、城址会館周辺には、郡山城本丸の正門にあたる追手門が柳澤家の入部に際して“梅林門”と呼称されていたことにちなみ、シダレウメが多数植栽されています。

区域全体としても、花木・紅葉樹、常緑樹は、年間を通じて緑量を保つ植栽が十分に確認できます。

しかし、樹齢の高齢化に伴う樹勢の衰えや枯枝の増加が目立ち、維持管理が行き届いていない状態の樹林も確認されています。



図 3-4 城跡公園の自然環境

3.5. 城跡公園の利用状況

公園区域内の一部には、遊具・野外ステージ・トイレなどの施設が整備された城跡公園（西公園）が開設されていますが、郡山城跡は、長年にわたり、市民の憩いの場としても開放され、まつり・イベントの主会場として年間を通じ活用され、親しまれています。

また、旧奈良県立図書館を郡山城跡に移築した城址会館（奈良県指定文化財）をはじめ、追手門・多聞櫓などの復元建造物は、城跡の雰囲気を良好に形成しています。さらに、「さくら名所 100 選」「続日本 100 名城」にも選定され、奈良盆地を一望できる天守台展望施設からの眺望を目的に、市外からの来訪者も多く見られるようになりました。

月	郡山城跡での主なまつり・イベント	天守台展望施設での行事
4	お城まつり	金婚式
5	ちんゆいそだてぐさ	
6		水無月コンサート
8		奈良大文字焼き開放
10	こおりやま音楽祭“楽”	観月会
11	親子まつり／女のまつり	
1		初日の出 若草山焼き開放
2～3	盆梅展	

表 3-5 郡山城跡公園区域内での主なまつり・イベント



図 3-5 天守台展望施設とパノラマ眺望

4. 上位計画・関連計画の整理

平成 24 (2012) 年以降、大和郡山市のまちづくりに係る上位計画・関連計画として、以下の計画が改訂・策定されています。これらの計画では、歴史的文化資産を活用した、観光及び市民の交流の場としての整備が求められています。

第 4 次総合計画	平成 27 年度改定
近鉄郡山駅周辺まちづくり基本構想	平成 28 年度策定
大和郡山市立地適正化計画	平成 29 年度策定
郡山百代構想	平成 30 年度策定

第 4 次総合計画

【目標年次】平成 37 年度 (2025 年度)

【基本構想】平成 28 年度 (2016 年度) から平成 37 年度 (2025 年度)

【社会動向】●本格的な人口減少、少子高齢化社会への突入

- 地域間連携による選ばれるまちづくり
- 国際競争にさらされる地域産業
- 求められる公共施設・インフラマネジメントの具体化
- 求められる行政の経営力の強化
- 協働による持続可能な地域自治

【人口動向】既に超高齢化社会に突入している。

【産業動向】近郊農業と地場産業、日常生活に密着した商業、近畿有数の規模を誇る工業などで構成。特に工業生産は回復傾向にあり昭和工業団地の地価調査価格も前年比 3.1%増加している。

●新しい本市の将来像

あふれる夢と希望と誇り
暮らしてみたいくなる 元気城下町

- 歴史・文化に裏付けられた確かな地域資源のもと、常に新たな可能性に恵まれるまち、誇らしい気持ちを抱くことができるまち
- 歴史の足跡が残る居住の場など様々な地域資源を活用し、賑わいがあり、誰もが訪れ、暮らし、住み続けたいなるまち

【関連施策】

- 観光の振興 豊かな歴史・観光資源特色を活かし「金魚すくいのみち」「城下町」としてのわがまちならではの空間創出
- 身近な緑地の整備 郡山城周辺整備は、歴史的文化資産を活用した、観光及び市民の交流の場として整備

2. 近鉄郡山駅周辺まちづくり基本構想

【策定年次】

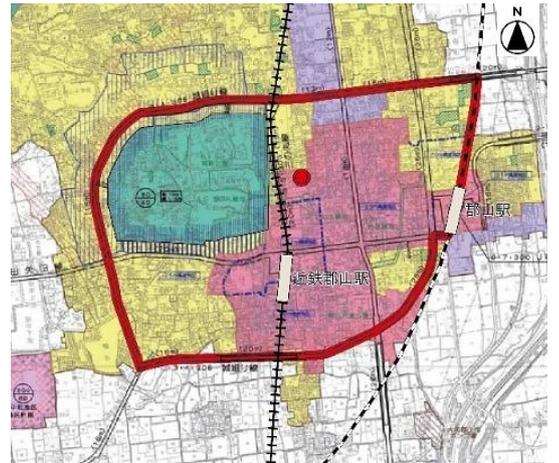
平成 28 年度（2016 年度）

【背景と目的】

本市の商業・業務機能が集積し、旧城下町の歴史的なまちづくりが形成されている近鉄郡山駅周辺地区を対象に、市民・事業者・行政等で協働してまちづくりを推進するため、地区が抱える課題や将来ビジョンを共有し、本市の中心としてふさわしいまちづくりを実現するための基本的な方向性（基本構想）を定めるもの。

【対象区域】

近鉄郡山駅を中心に、（都）城廻り線及びJR関西本線で囲まれる地区（駅周辺地区）



●まちづくりのコンセプトと将来像

城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり

■まちづくりの基本方針と取り組みの柱

方針① 近鉄郡山駅周辺が大和郡山市全域の活力・暮らしやすさを牽引する地区として発展していけるまちづくり

近鉄郡山駅周辺を地区の拠点として位置付け、市全域の発展にもつながるようなまちづくりを推進する。

方針② 地区内に分布する豊かな資源を、居住者が誇りに思え、観光客が楽しめるまちづくり

郡山城跡、箱本十三町の歴史、金魚の養殖など、地区内及び周辺に分布する豊かな資源を、居住者が誇りに思え、観光客が楽しめるような、まちづくりを進める。

方針③ 地区内道路の安全性を確保し、住民が歩いて健康に暮らすことができ、地区外の人歩いても歩いて周遊観光を楽しめるまちづくり

地区内道路の安全を確保し、住民が歩いて健康に暮らすことができ、地区外の人歩いても歩いて周遊観光を楽しめるまちづくりを推進する。

方針④ 地区のコミュニティが活発で、官民が連携して活力を創造するまちづくり

地区の活力強化・市民サービスの提供等に向けて、芽生えてきた住民主導の活動を伸ばし、民間の力を活かした、官民の連携によるまちづくりを進める。

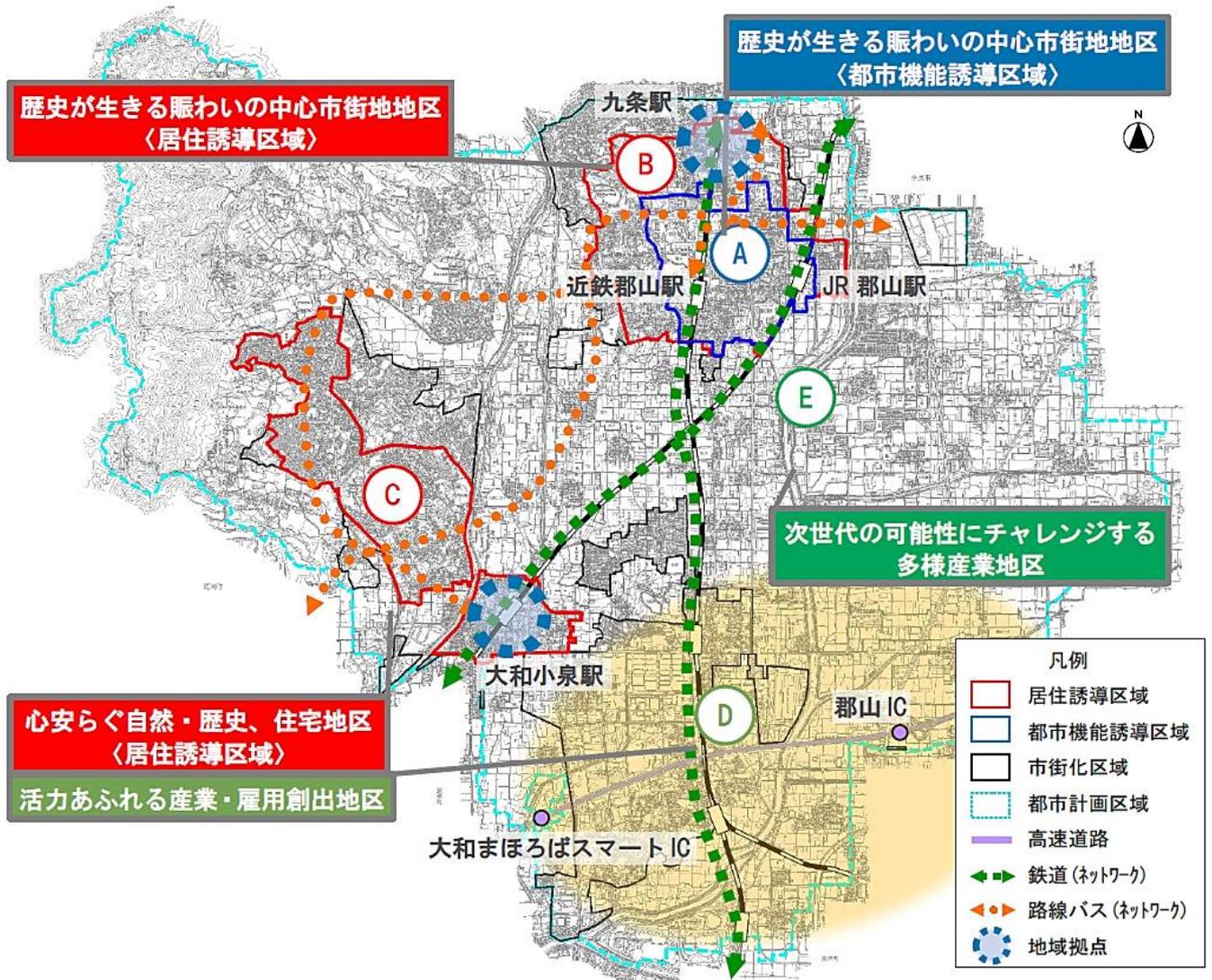
3. 大和郡山市立地適正化計画

【策定年次】 平成 29 年度

【背景と目的】平成 26 年（2014 年）に改正された都市再生特別措置法を踏まえ、医療・福祉・商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする多世代の住民が公共交通により生活利便施設等に円滑に移動できる『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを目指して、人口減少によるコミュニティの衰退や工業団地の従業員の定住促進などの課題について、立地適正化計画を策定した。

●まちづくりのコンセプトと将来像

城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり



【関連施策】

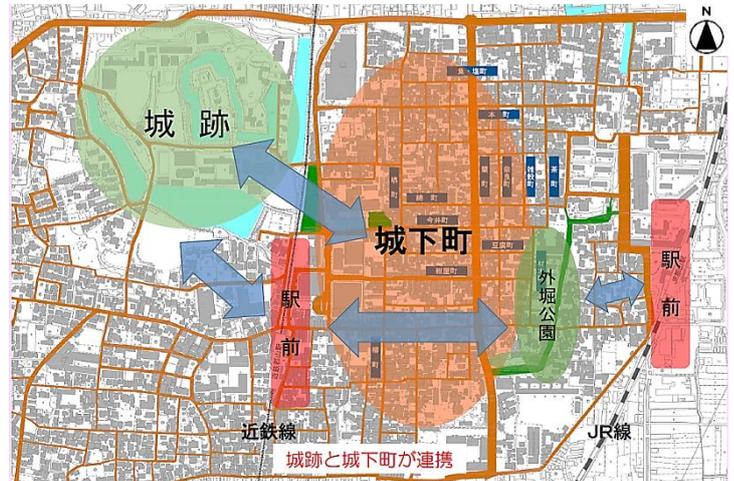
- 郡山城跡や城下町の町の特性を活かし、歩行者が優先された安全に歩くことができる魅力あるまちづくりを進める。
- 地域の担い手として、アクティブシニアがボランティアガイドやまちづくり活動などの社会参加をすることで、地域の担い手として活躍し、中心市街地の活性化を図るとともに、歩くことによる健康増進のまちづくりを進める。

4. 郡山百代構想

【策定年次】平成 30 年度

【背景】郡山城跡公園内に所在する郡山高校城内学舎が平成 31 年度をもって廃止となることから、郡山城跡と城下町の相関関係を見直し、公民の遊休不動産の利活用など、まちの価値を高めながら地域を再生する取り組みを進め、民間主導の新しい産業を創造し、一人ひとりが幸せを享受できるまちを目指す。

【目的】郡山百代構想は総合計画や都市計画マスタープランなどの各行政計画の方針を踏まえ、地域経営課題を解決するためのビジョンとして、本構想を策定したものである。



●戦略テーマ

復活・城下町 ～よみがえる箱本～

【関連施策】

◆郡山城跡

郡山城跡公園については、国の史跡指定を目指した公園整備の取り組みを進め、観光客に郡山の歴史・文化を共有できる場として、城下町と連携することにより、賑わいづくりを進めてまいります。

◆城下町

歴史や文化、地域産業が残る伝統豊かな地域であり、空き家などの遊休不動産などを市民が自ら活用し、行政もバックアップすることで、観光や宿泊をはじめ、地域特性を活かした新しい産業（コンテンツ）の創造など、市民がまちに愛着を持てる、そして城下町の気風を次世代へと引き継ぎ、郡山城跡とともに賑わい繁栄していく民間主導の公民連携のまちづくりを進めてまいります。

5. 公園区域の考え方

5.1. 都市計画公園区域の設定

郡山城跡公園は、昭和 27（1952）年 5 月 15 日に公園区域が都市計画決定されました。公園区域は、中抜き状態である他、神社や住宅が含まれているなど、都市公園としての整備に適した区域となっておりません。

今回の計画改定において、城内学舎跡地の土地利用が大きく変わることを契機とし、土地利用の実情を踏まえ、一体的な整備を目指す公園区域として、都市計画公園区域の計画決定を行います。

その際、下記に掲げる土地利用のエリアについては、例外的に公園区域からの除外を検討します。

- ・ 学校施設…学校運営を基本として区域から除外する。
- ・ 宗教施設…信仰教化の中心施設は区域から除外する。
- ・ 戸建住宅…公園との一体的利用が困難な周辺住宅は区域から除外する。

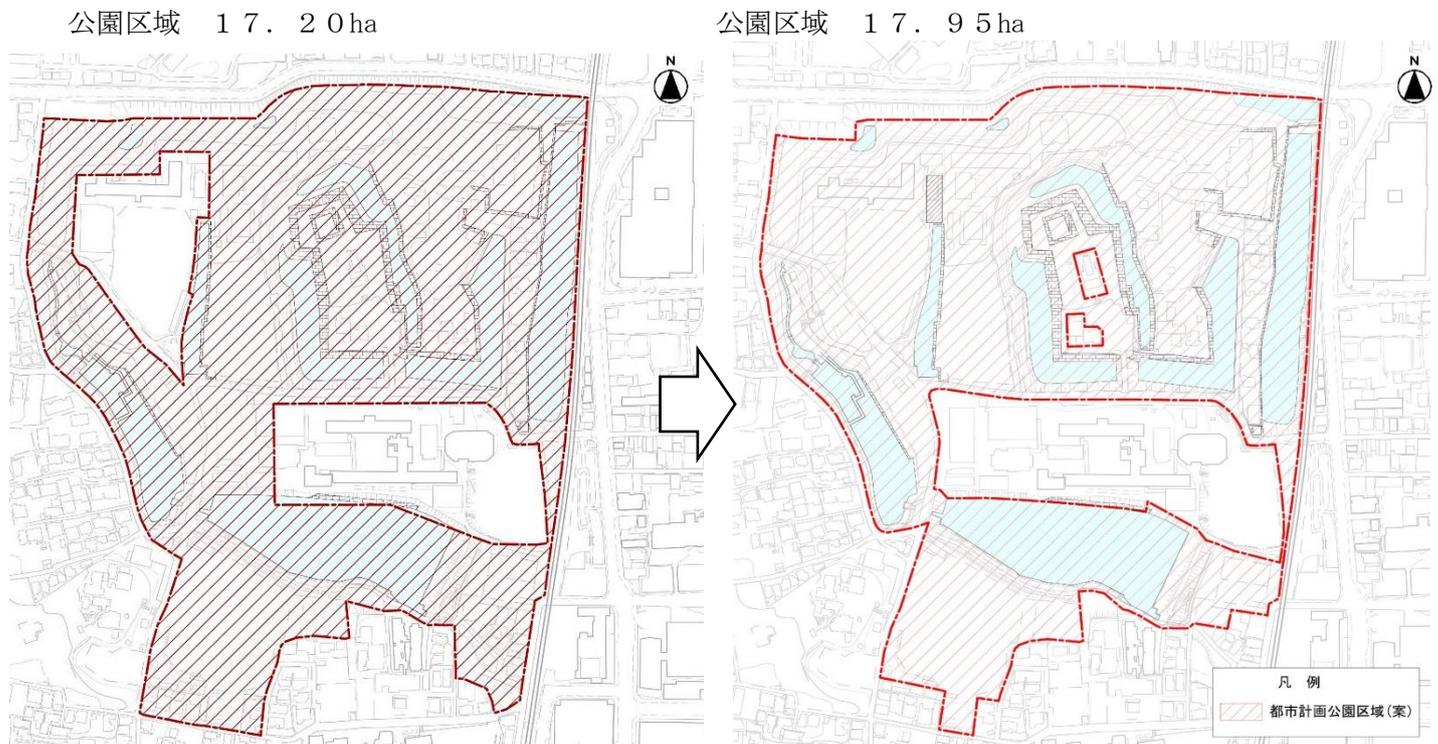


図 5-1 現在の公園区域（左）と新たな公園区域例（右）

全体の面積	213,129.00 m ²
除外面積	
郡山高校エリア	31,462.28 m ²
柳澤神社エリア	2,089.35 m ²
公園区域例の面積	179,577.37 m ²

表 5-1 新たな公園区域例の面積

5.2. 都市計画公園区域における建築制限の緩和

郡山城跡公園は、現在、第1種低層住居専用地域に指定されており、休憩施設などの便益施設を整備する場合、建築物の面積・用途等の制限を受けることとなります。しかし、将来的に利用しやすい公園づくり、民間活力導入等による持続可能な公園運営に向けた取り組みを行うためには、公園区域内における建築物の用途や規模等の制限緩和等を検討していくことが求められます。

公園内における建築物の面積・用途等の制限を緩和していくための手法として、①特別用途地域の指定、もしくは、②用途地域指定の変更の2つの方法が考えられます。これらの手法について、本公園における適用の可否を検討しながら、公園区域内における建築物の用途や規模等の制限の緩和を図っていきます。

① 特別用途地区の指定

建築基準法第49条に基づき、市町村が都市計画で定める特別用途地区内においては、地方公共団体の条例により、建築基準法の用途制限を強化又は緩和することができ、これにより、地域の独自性に基づき、用途地域制度を補完しています。

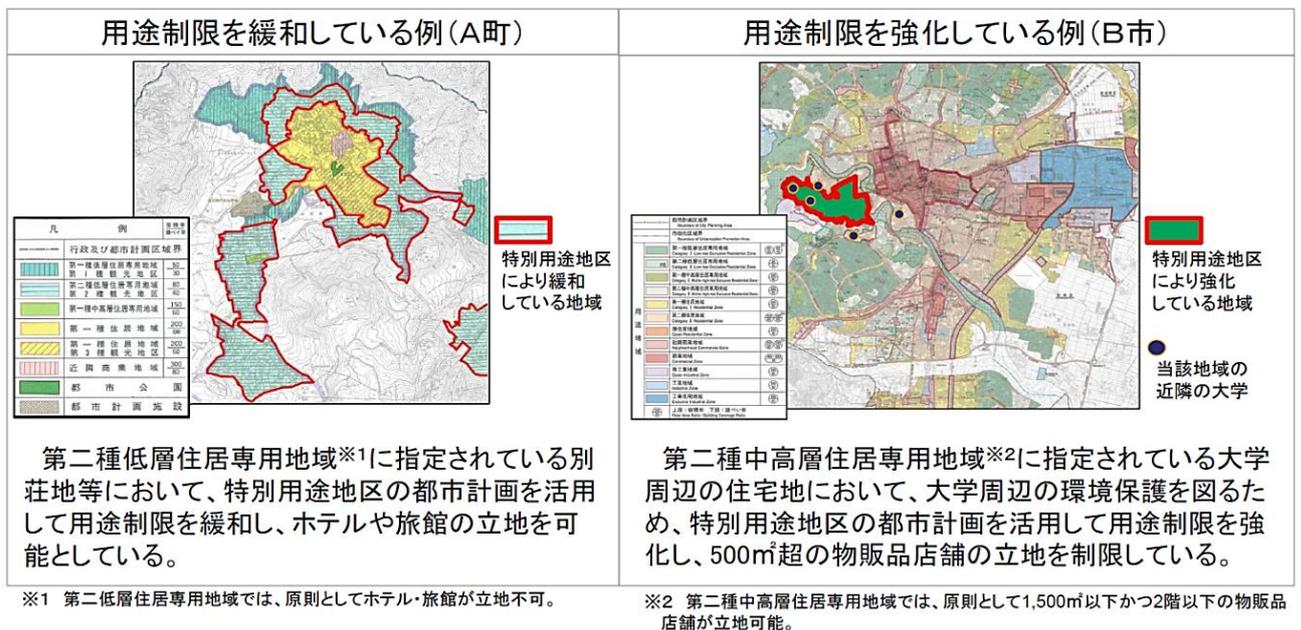


図 5-2① 特別用途地区の例

② 用途地域指定の変更と地区計画

用途地域は、都市計画区域内における概ね10年後の土地利用の将来像を目標として定めるものであり、概ね5年ごとに行う都市計画基礎調査に基づいて見直しの検討を行うこととなっています。用途地域指定ごとの建物用途規制状況については図5-2②に示すようになっています。

なお、用途地域指定を変更するに当たっては、「都市計画運用指針」において以下のように示されています。本手法に関しては、周辺住宅地と一体となった第1種低層住居専用地域の中において、公園区域のみについて便益施設等の整備を可能にするという考え方であるため、周辺住宅地における住環境の保全を図るため、用途地域指定の変更と合わせて地区計画の指定を行うことが必要であると考えられます。

○用途地域の指定見直し及び廃止に関する基本的な考え方（都市計画運用指針 第10版）

都市計画区域内で他の土地利用規制が解除される土地の区域については、都市的土地利用が発生する可能性が高く、この場合には、都市における秩序ある土地利用を実現する観点から、他の規制が解除されると同時に用途地域若しくは特定用途制限地域を指定し、又は地区計画等を決定する等により、必要な土地利用コントロールを行うことが望ましい。このため、他法令の規制担当部局と連携を密にして、他法令による土地利用規制の動向を適切に把握し、都市的土地利用の新たな発生に備えることが望ましい。

用途地域内の建築物の用途制限		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	備考
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿 兼用住宅で、非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等	店舗等の床面積が150㎡以下のもの		①	②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ② ①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店・銀行の支店・宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ。2階以下 ③ 2階以下 ④ 物品販売店舗、飲食店を除く。
	店舗等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			②	③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				③	○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの						○	○	○	○	○	○	④	
	店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの								○	○	○			
事務所等	事務所等の床面積が150㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
	事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの				▲	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの					○	○	○	○	○	○	○	○	
	事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの						○	○	○	○	○	○	○	
ホテル、旅館						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下	
遊戯施設・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等							○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	カラオケボックス等							▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	麻雀屋、ぱちんこ屋、射的場、馬券・車券発売所等							▲	▲	○	○	○	▲	▲ 10,000㎡以下
	劇場、映画館、演芸場、観覧場								▲	○	○	○		▲ 客席200㎡未満
	キャバレー、個室付浴場等										○	▲		▲ 個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	図書館等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	神社、寺院、教会等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	病院			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	公衆浴場、診療所、保育所等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
工場・倉庫等	自動車教習所					▲	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
	建築物附属自動車車庫 ①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下かつ備考欄に記載の制限	①	①	②	②	③	③	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
	倉庫業倉庫							○	○	○	○	○	○	
	畜舎（15㎡を超えるもの）						▲	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下		▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり、▲ 2階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場					①	①	①	②	②	○	○	○	原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場								②	②	○	○	○	
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場										○	○	○	
	危険性が大きい又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場											○	○	
自動車修理工場						①	①	②	③	③	○	○	○	作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下 ③ 300㎡以下 原動機の制限あり
火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量	量が非常に少ない施設					①	②	○	○	○	○	○	○	① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
	量が少ない施設							○	○	○	○	○	○	
	量がやや多い施設									○	○	○	○	
	量が多い施設											○	○	
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等														都市計画区域内においては、原則、都市計画決定が必要

6. 基本計画

6.1. 基本計画の理念と計画方針

6.1.1. 計画理念とコンセプト

郡山城跡公園基本計画の第2次改定にあたっては、城跡公園の現状、既存資料の整理、問題点・課題の把握、また、市民意識調査やワークショップの結果、かつ、市民が生き生きと安全・安心・快適に暮らせる「元気城下町」をキャッチフレーズとする大和郡山市のまちづくりの一環として、計画コンセプトが設定されました。

平成28(2016)年度に改定された大和郡山市第4次総合計画においても「あふれる夢と希望と誇り 暮らしてみたいくなる 元気城下町(やまここおりやま)」をキャッチフレーズに、まちづくりが継続されています。

このような経緯を踏まえ、本計画改定においても、従来の計画理念を継承し、市民の誇りとなり、愛され、利用される郡山城跡公園を目指します。

計画のコンセプト

桜が咲き金魚が泳ぐ歴史・文化と憩いの拠点郡山城跡

～市民や来訪者に愛され箱本十三町とともに賑わう城下町をめざして～

6.1.2. 計画の基本方針

郡山高校城内学舎跡地の大和郡山市による土地公有化を契機として、国史跡指定へ向けた本格的な取り組みと公園整備をバランスよく進めるため、都市公園と史跡保全の考え方を整理し、それぞれの整合性がとれる新たな計画方針とします。

<公園整備に関する方針>

国史跡指定を前提として、遺跡の保全・活用とのバランスを考慮しながら、歴史公園にふさわしい城郭の雰囲気を感じられる公園空間づくりを目指す。

<史跡保全に関する方針>

遺跡の保全に取り組み、築城当時の石垣や堀などを有する歴史ある城跡としての環境を将来世代へ引き継ぎ、学びの場を提供することを目指す。

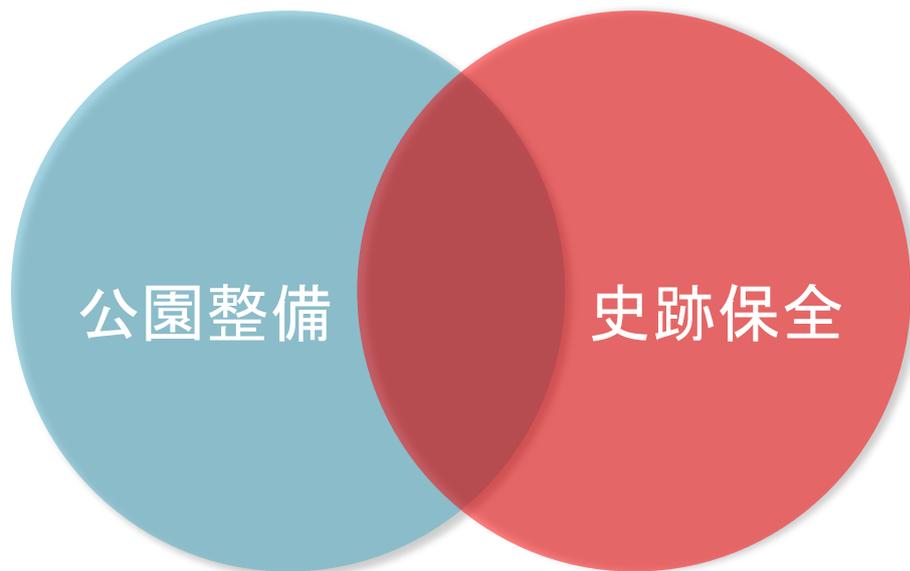


図 6-1-2 計画方針概念図

6.1.3. 公園整備と史跡保全に向けた計画方針

郡山城跡公園は、歴史文化遺産としての活用が望まれ、公園区域を包含する郡山城跡の国史跡指定を前提とし、特殊公園（歴史公園）としての拡張整備を目指します。従って、まず、第一義的に文化財としての保全が優先されますが、一方で、祭りやイベントの主会場として、サクラの名所として、市民に親しまれ、愛されてきた歴史があり、休憩施設や便益施設などの要望にも応えていく必要があります。

そこで、公園整備と史跡保全の整合性を図るため、計画の基本方針を以下の3つの計画方針に整理し、それぞれの機能を集約した公園区域のゾーニングを行い、整合性を図ることとしました。

なお、国史跡指定に向けた郡山城跡総合調査での成果に応じて基本計画の見直しを適宜行うこととします。

計画方針

①郡山城跡の史跡としての歴史的価値を示す石垣や堀、遺構などの歴史資源の保全・整備・公開を進め、史跡としての価値を高めます。

②郡山城跡の調査研究を積み重ね、城郭の理解に資する建造物等の復元を目指すとともに、城の歴史と文化を学び、地域への愛着を醸成することで、歴史公園としての価値を高めます。

③お城まつりをはじめとした市民に親しまれる各種イベントの開催、日常の市民の安らぎと憩いの場、サクラの名所として、市民に愛され活用される公園を目指します。

大和郡山市と郡山城跡の現況と課題

- ・大和郡山市の交通結節点としての役割の高まり、城跡公園へのアクセス性の向上
- ・高齢化の進展と中心市街地への人口集中の中で、城跡公園の果たす役割の高揚
- ・郡山城跡は、現在も、その構成がほぼそのまま残り、貴重な歴史資源
- ・城跡公園はさくら名所100選、続日本100名城にも選定された市民の憩いの場
- ・一方、石垣の崩れ、堀の水質悪化、桜など樹木の維持管理などが課題
- ・郡山高校城内学舎の返還による公園利用の可能性の拡大
- ・箱本を核とした中心市街地自体が城下町としての貴重な歴史資源
- ・郡山城跡を将来にわたって継承していくための国史跡指定を目指した取り組みの推進



上位計画の目指す方向

- ・第4次総合計画をはじめとする上位計画・関連計画の目指す方向

あふれる夢と希望と誇り
暮らしてみたいくなる 元気城下町

(城下町の風情を活かし、いきいき暮らせるまちづくり)



計画のコンセプトと基本方針

桜が咲き金魚が泳ぐ歴史・文化と憩いの拠点郡山城跡

～市民や来訪者に愛され箱本十三町とともに賑わう城下町をめざして～

<公園整備に関する方針>

遺跡の保全・活用とのバランスを考慮しながら、歴史公園にふさわしい城郭の雰囲気を感じられる公園空間づくり

<史跡保全に関する方針>

遺跡の保全に取り組み、歴史ある城跡としての環境を将来世代へ引き継ぎ、学びの場を提供する



計画方針

歴史資源の保全・整備・公開を進め、史跡としての価値を高める

調査研究による城郭施設の復元、歴史と文化を学び、地域への愛着を醸成する歴史公園としての価値を高める

イベントの開催、安らぎと憩いの場、桜の名所として、市民に愛され活用される公園を目指す

図 6-1-3 計画の考え方のフロー

6.2. ゾーニング

計画地の現況、歴史、基本方針、計画方針を踏まえ、城跡公園の将来像を「歴史・文化と憩いの拠点」とします。将来像に向けた効果的な土地利用を進めていくため、公園区域内を以下のように把握します。

(A) 城郭としての姿を今も色濃く残しているエリア

(B) 時代の変遷とともに改変が進んでいるエリア

なお、中堀については、城跡全体の輪郭を示し、石垣と一体となって城郭の壮大さを感じることができる主要な構成要素であるため、(A)のエリアに含めることとします。

その上で、歴史公園としての面的整備を念頭に、各エリアを以下の3つの機能で整理・集約した3つの区域にゾーニングします。

なお、公園区域内の大半は史跡範囲となる区域であるため、史跡としての保全を優先していくことは、公園区域全域での基本的条件とします。

- ①郡山城跡の史跡としての歴史的価値を示す石垣や堀、遺構などの歴史資源の保全・整備・公開を進め、史跡としての価値を高める機能
- ②郡山城跡の調査研究を積み重ね、城郭施設の復元を目指すとともに、城の歴史と文化を学び、地域への愛着を醸成することで、歴史公園としての価値を高める機能
- ③お城まつりをはじめとした市民に親しまれる各種イベントの開催、日常の市民の安らぎと憩いの場として、市民に愛され活用される機能

郡山城跡公園のゾーニング区分	
(郭の構成) 天守郭、常磐郭、毘沙門郭、玄武郭、厩郭、緑郭、内堀、松陰堀、鰻堀、鷺池、五軒屋敷池、左京堀	
歴史文化体験ゾーン A ①②	(位置づけ) ・歴史公園の中核となるエリア。城郭の意義を理解することに加え、多くの遺構、櫓跡や建造物跡があり、天守台、堀と石垣、復元櫓など、城跡としての歴史を体感してもらうゾーンとする。
	(機能) ・現在、柳沢文庫保存会により、天守郭と毘沙門郭をつなぐ極楽橋再建事業が行われています。これらの復元を目指す取り組みにより、歴史公園としての価値をさらに高める機能を配置していきます。 ・常磐郭に位置する城址会館は奈良県指定文化財であり、現在、学科指導教室「ASU」が使用しています。移転後の公開活用による体験学習機能について検討します。 ・鰻堀及び鷺池は、水辺の散策エリアとして既に整備され、都市公園機能が配置されています。その他にも、広大なエリアに最低限必要となる休憩機能や、堀を通した石垣や土坡の眺望による城跡の姿を直感的に感じさせる視点場としての機能を配置していきます。
(郭の構成) 陣甫郭、蓮池（三の丸緑地公園を含む）	
エントランスゾーン B ①③	(位置づけ) ・戸建て住宅が建ち並び、池も埋め立てられ、改変が進んでいるエリア。 ・位置的に公園の玄関口となるため、来訪者を出迎え、史跡への期待感を高めるゾーンとする。
	(機能) ・三の丸緑地公園には玄関口へのアプローチとして、来訪者を出迎える機能を配置します。 ・陣甫郭は、城跡の玄関口として、全体を望む景観に優れており、城跡公園を訪れる人の溜りの場として、城跡の威容と美しさを感じ取ることができる広場機能を配置します。 ・蓮池は、近鉄郡山駅方面からの歩行者のサブエントランスとしての機能を配置します。

(郭の構成) 麒麟郭、薪蔵、桜花グラウンド

ふれあい交流ゾーン

B

①③

(位置づけ)

- 麒麟郭は、城郭構成の西面を占め、歴史的には藩主の御霊屋や稲荷社が安置されていたが、一部が市道敷となるとともに、学校敷地として改変が行われてきた。また、広小路は西公園の一部に含まれる。薪蔵は西公園として既に公園開設され、児童公園として利用されており、改変が行われてきたエリアである。
- 城郭構成の中で広場系の用途であり、オープンスペースを活用した交流ゾーンとする。

(機能)

- 麒麟郭と西公園を一体的にとらえ、市民の憩いとふれあいの場、イベント会場としての役割を果たすオープンスペースとしての機能を配置します。
- 広大な城跡公園を訪れる来訪者への休憩機能を必要最低限配置する必要があるため、オープンスペースの一角を利用して、休憩施設の整備を検討します。
- 桜花グラウンドは災害時の一時避難地としての機能を検討します。

(郭の構成) 二の丸屋形、松蔵、大腰掛、菊畑

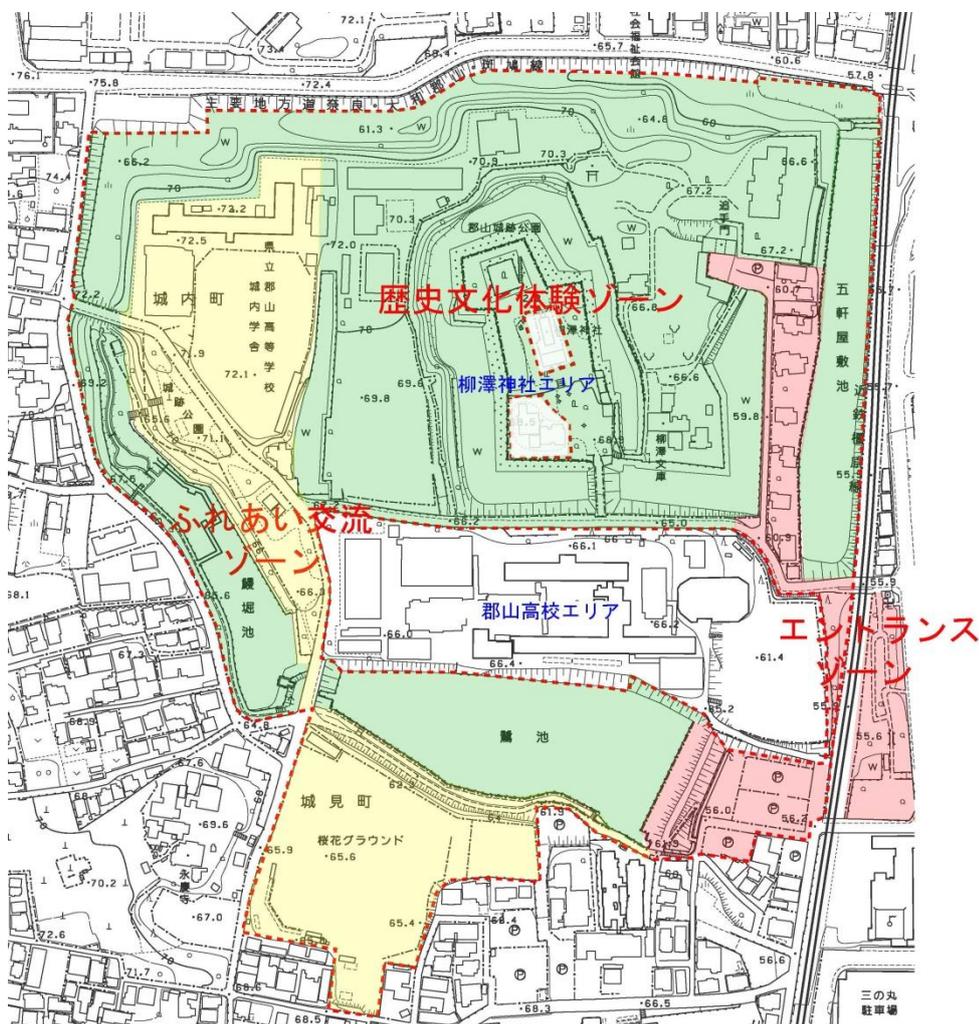
郡山高校エリア

(A)

①②

(位置づけ)

- 学校運営を基本として、都市計画公園区域からの除外を検討する。
- 校舎本館は歴史的な建造物でもあり、市民に馴染み親しまれている上、公園全体の景観ともマッチしている。今後とも、歴史公園に馴染む景観の維持と遺跡の保全を奈良県に要請していく。
- 学校施設としての役割が見直される場合には、公園区域へ編入し、二の丸屋形跡など多数の建造物群があることから、歴史文化体験ゾーンへの位置づけを検討する。



凡例	
	歴史文化体験ゾーン
	ふれあい交流ゾーン
	エントランスゾーン

図 6-2 ゾーニング図

6.3. 施設計画

6.3.1. 各ゾーン共通の基本方針

(1) 文化財保護への配慮

- ・公園施設は、文化財に配慮した整備内容とします。
- ・城郭の復元、石垣の修復、堀の水質浄化については、歴史公園の観点から、将来にわたって取り組むべき課題とします。
- ・建造物復元については、歴史的根拠が求められ、文化財保護の整備手法によることから、個別具体的な内容は「(仮称)郡山城跡保存活用計画」での検討によるものとします。

(2) 施設・設備の整備

- ・来訪者のための休憩施設を新設します。
- ・各ゾーンの利用しやすい位置にトイレを配置します。
- ・ゾーンごとに統一感のある園路整備を行い、景観に配慮して無電柱化を検討します。
- ・城郭の構成が学べるように案内板を新設します。
- ・城跡を正しく理解するためのガイダンス施設、体験施設の整備を目指します。
- ・遊具やベンチ等の現況公園施設について、安全点検を行い、補修交換時には見直しを図ります。

6.3.2. ゾーンごとの施設内容

ゾーン区分	主な整備内容
エントランスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・公園のアプローチとしての期待感を高めるため、道路の修景を行い、ポケットパークを設け、キャッスルロードとして整備します。 ・玄関口にふさわしい総合案内板を設置します。 ・来園者用の溜りの場に対応した観光トイレを新設します。 ・三の丸緑地公園には民設民営によるサービス施設の導入を検討します。 ・公園の外周部にあたるため、駐車施設など便益施設の整備を検討します。 ・城下町との関係性を高めるための広域案内板を設置します。
	<p>■課題となる主な建造物復元等</p> <p>鉄門</p>
歴史文化体験ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン内の回遊性を高めるための園路整備を行います。特に、天守郭での「天守台～極楽橋～竹林門」をつなぐ園路の重要性は高く、優先して取り組むべき課題とします。 ・各郭に天守台への視点場となる溜まりを設けます。 ・柳沢文庫保存会による極楽橋再現に伴い、案内標識を整備します。 ・観光トイレの良好な維持管理を行います。 ・ベンチ等の休憩設備を整備します。 ・多目的広場を整備して臨時駐車スペースの確保に努めます。 ・城址会館の耐震補強と修復を検討し、文化財としての価値を高め、かつ、公開利用できる用途について検討します。 ・鰻堀から鷺堀へ続く親水護岸・ボードウォークは、堀と石垣の視点場として市民に定着した施設となっており、今後も適切な維持管理を行います。
	<p>■課題となる主な建造物復元等</p> <p>天守閣、白沢門、竹林門、松蔭門、坤櫓、走櫓、月見櫓、厩舎、新宅、松陰堀</p>

ふれあい交流 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・広いオープンスペースを確保し、多目的な利用が可能な芝生広場を整備します。 ・旧体育館を暫定的な休憩施設として活用します。将来的に史跡にふさわしい新休憩施設を整備した際には撤去します。 ・西公園とともに広域避難地のエリアを拡大します。 ・遊具等、既存公園施設の補修・更新を進めます。 ・桜花グラウンドについては、災害時における一時避難地としての位置づけについて郡山高校と協議します。
郡山高校 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財としての適切な施設管理を要請します。 ・校舎の改修時には、歴史的な景観に調和した外観となるよう配慮を求めます。 ・学校施設としての役割が見直される場合には、公園区域へ編入し、歴史文化体験ゾーンとして、公開活用を検討します。
	<p>■課題となる建造物復元等 二の丸屋形、坤櫓、舟入</p>

※サイン、案内板については、「観光案内サイン整備ガイドライン」（平成21年7月：奈良県）に基づき実施します。

※各施設や植栽の具体的な位置と規模は、基本設計において文化財担当と協議・検討します。



天守台展望施設の説明板



ガイドラインによる観光案内サイン

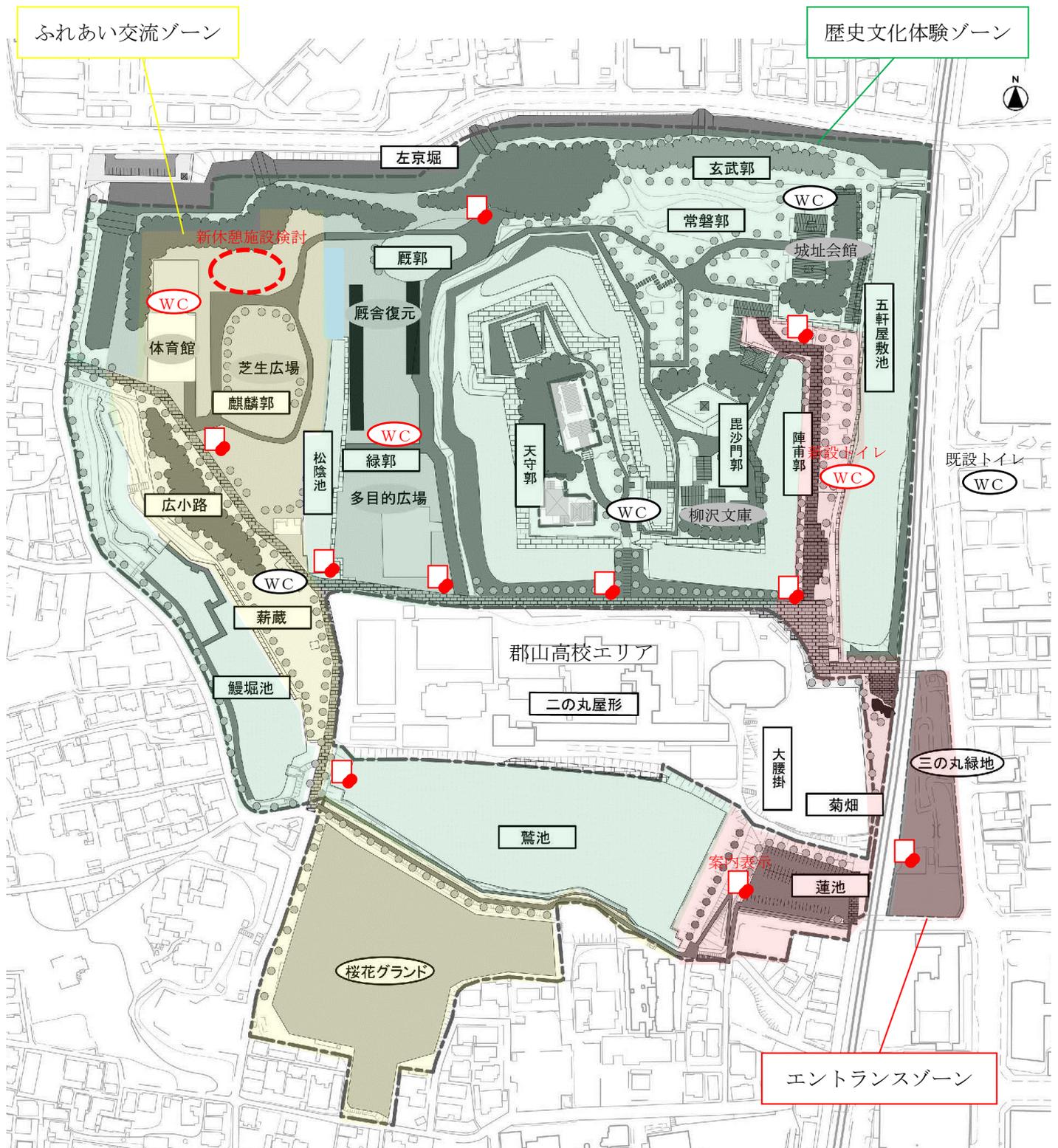


図 6-3 施設配置図

凡 例	
	歴史文化体験ゾーン
	ふれあい交流ゾーン
	エントランスゾーン
WC	新設トイレ
WC	新設トイレ
	案内表示

6.4. 植栽計画

6.4.1. 植栽計画の基本方針

本公園は、城跡公園であることから、外来種の植栽は極力抑え、和の趣のある樹種構成とし、かつ、史跡としての適切な保全管理にも配慮する必要があります。また、維持管理においては、市民と行政の協働によるサクラの名所としての歴史があります。

第2次基本計画における「和の趣と四季の彩りを演出する植栽」のコンセプトを継承しながら、既存の植栽の補植と管理に加え、城内学舎跡地の拡張整備における新植の基本方針を再度整理します。

【植栽計画基本方針】

① 歴史公園にふさわしい植樹の推進

和の趣のある四季に富んだ植栽とすることを基本とした植栽を行います。既存樹木の補植・植替の実施にあたっては、植栽・樹種の基本方針に基づいた樹種とし、城跡の空間演出を目指します。

② 史跡の保全・管理への配慮

新植にあたっては、史跡としての保全・整備を図っていく観点から、遺構や石垣への影響に配慮します。また、文化財の価値の共有に支障となる既存樹木については、必要に応じて伐採や抜根を行います。伐採・抜根の具体的な方法は、(仮称)郡山城跡保存活用計画に基づくものとします。

③ サクラの名所としての継承

「郡山城跡のサクラ」は、今から約430年前の天正16年(1588)に豊臣秀吉の弟秀長が多武峰の談山神社を郡山城内に遷座したとき、城内に移植したのが始まりで、江戸・明治時代にも植樹され、市民から「御殿桜」と呼ばれて親しまれてきました。平成2年には「日本のさくら名所100選」に選定され、サクラの名所として全国的にも定着していることから、植栽計画においても「郡山城跡のサクラの継承」を基本方針の柱として位置づけを行います。

6.4.2. 各ゾーンにおける植栽方針

次に、植栽計画基本方針に基づき、公園区域内のゾーニングに応じた各ゾーンでの植栽方針を整理します。

【歴史文化体験ゾーン】

(1) ゾーン全体の植栽方針

歴史文化体験ゾーンは、郡山城跡公園の基幹部分であり、最も城郭らしさを感じさせるエリアです。城郭としての雰囲気づくりを進めることを植栽方針とします。

(2) 各エリアの主な植栽方針

- ・天守郭、厩郭、緑郭では、遺構を保護し、天守台を際立たせるため、サクラを含む高木類の新植は抑制することを基本とします。
- ・常磐郭、毘沙門郭では、追手門が「梅林門」と呼称されていたことから、城郭の雰囲気を際立たせる「彩り」を意識した植栽とします。
- ・五軒屋敷池、鰻堀、鷺池、松蔭堀は、既存サクラ並木を継承していくことを基本とします。そして、親水空間としてだけでなく、郡山城跡の本質的価値のひとつである石垣への眺望を楽しむことができるエリアであることから、石垣と一体となった奥行きのある立体的な風景づくりを目指します。
- ・左京堀及び玄武郭は、水のない土坡で形成された空堀であり、自然植生を維持するものとなりますが、城郭の輪郭を際立たせるため、必要な手入れを行っていきます。

【ふれあい交流ゾーン】

(1) ゾーン全体の植栽方針

ふれあいと交流のオープンスペース確保とイベント会場としての空間確保が基本となることから、四季を通じた景観を楽しむことのできる公園広場づくりを目指します。

(2) 各エリアの主な植栽方針

- ・薪蔵（西公園）には、既に多種の樹種が植栽されていますが、縦に伸びたエリアであり、北のステージ広場と南の遊具広場との一体感が出るように、見通しの良い植栽を目指します。
- ・麒麟郭については、オープンスペースの確保に支障とならない程度の植栽とし、木陰や一息つける休憩スポットの演出に配慮した植栽とします。
- ・桜花グラウンドは、郡山高校が日常的に使用していますが、さくら名所100選の構成部分であり、グラウンド周囲の植栽は他のエリアとの一体性が求められるため、サクラを中心とした植栽を要請していきます。

【エントランスゾーン】

(1) ゾーン全体の植栽方針

利用者、来訪者を出迎えるゾーンであることから、公園を訪れる期待感を演出する植栽を目指します。

(2) 各エリアの主な植栽方針

- ・陣甫郭、蓮池（三の丸緑地公園）には、公園の玄関口として、市民や来訪者を迎え入れ、城跡の中心部へ誘う植栽による演出を行います。また、陣甫郭においては、東側からの五軒屋敷池越しに望む景観にも配慮した植栽とします。

6.4.3. 樹種の基本方針

① 城跡公園としての主要樹種

クロマツを城跡公園全体の主要テーマとなる樹木として設定します。

- クロマツは、各地の城郭においても植樹されている事例が多く、城郭史跡にふさわしい和の趣を醸し出す樹木です。また、クロマツは、昭和44年11月に大和郡山市の木に選定されています。
- クロマツは、歴史文化体験ゾーンを中心に、単植を基本として城郭施設や園路の景観に配慮した植栽を進めます。

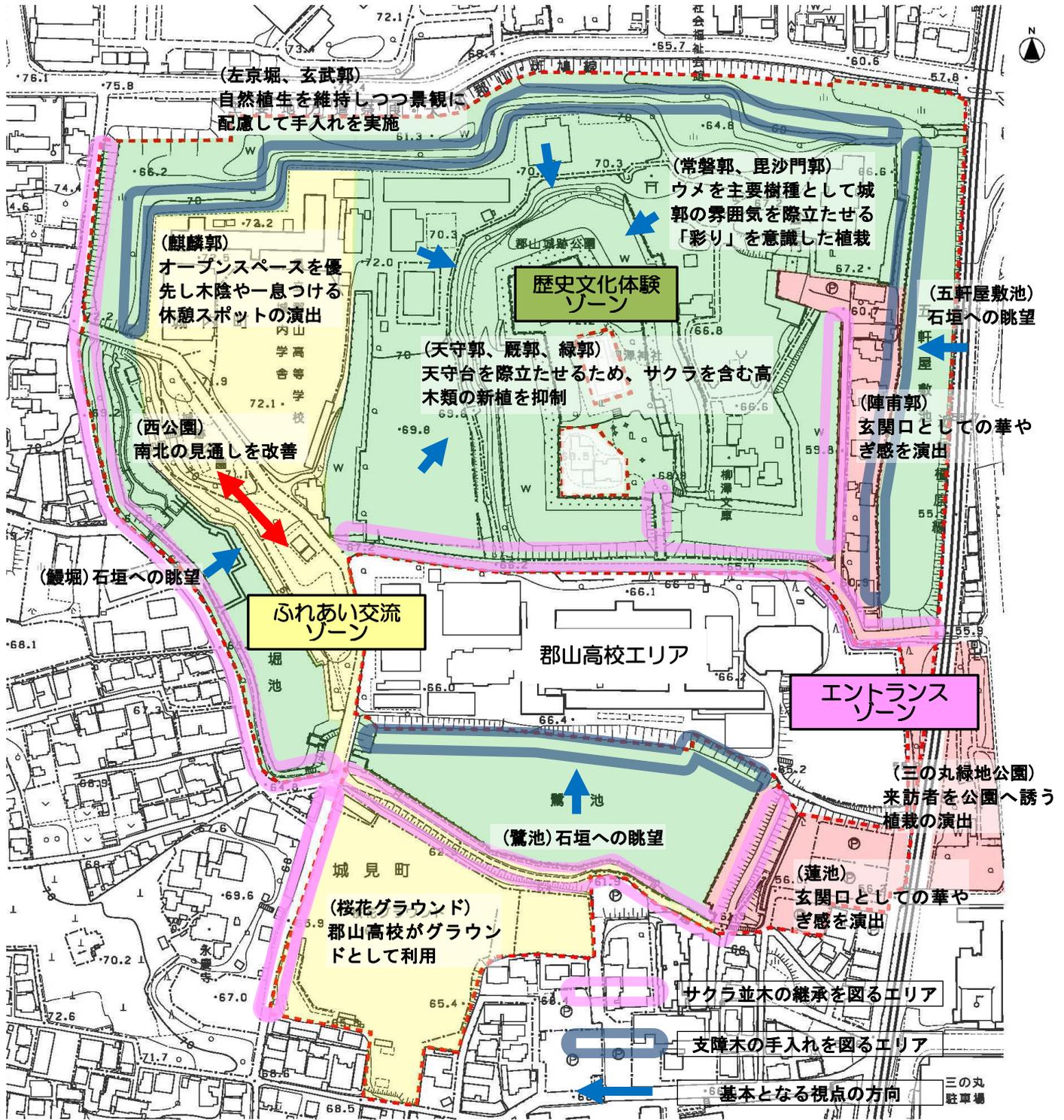
② 主要樹種の補完

主要樹種による各ゾーンの景観づくりを補完するため、役木を用いて門、橋等の施設を効果的に引き立たせる植栽を行います。エリア内全体では極力寄植は行わず、利用者が集う場となる場所には景養木として落葉樹・常緑樹等を配植します。

③ サクラの名所としての樹種選定

エントランスゾーンとふれあい交流ゾーン、歴史文化体験ゾーンでの既存サクラ並木においては、老木の状況観察と維持管理を行い、樹齢の延命に取り組みます。なお、更新時においては、サクラを間近に見て楽しめるように、花が大きく4月中に咲くものが多いヤマザクラ群の中から植栽します。また、公園広場では、四季を通じて景観を楽しめるよう、サクラの補助として常緑樹を中心に植栽します。

さらに、サクラは公園全体でなるべく長く堪能できるよう、エントランスより公園主要施設へ向かって順に、開花時期に合わせた植栽を検討します。サクラの樹種はエドヒガン群（江戸彼岸・紅枝垂等）・ヤマザクラ群（奈良の八重桜・八重紅虎の尾・関山等）を中心に、多様な色味や花の形状を考慮して植栽するものとします。



【ふれあい交流ゾーンの植栽方針】
 ・サクラをメインとして、補助に常緑樹を中心とした植栽を実施。四季を通じた景観づくりを目指す。
 ・高木類の足元にユキヤナギ等の低木や地被類を施す。

【历史文化体験ゾーンの植栽方針】
 ・郡山城跡公園の基幹部分であり、最も城郭らしさを感じさせるエリア。
 ・クロマツを主要樹種として、城郭としての雰囲気づくりを進める。

【エントランスゾーンの植栽方針】
 ・歴史公園を訪れる期待感を演出する植栽を目指す。
 ・五軒屋敷池越しの景観にも配慮した植栽とし、三の丸緑地公園のサクラ並木を維持していく。

図 6-4 植栽範囲図

資料 6-4-3 選定樹木種類概要

<桜>

「ヤマザクラ群」

・八重紅虎の尾

花期：4月中旬～4月下旬（京都）

花弁：25～35個



・蘭山

花期：4月下旬（京都）

花弁：20～45個



・霞桜

花期：4月上旬～4月中旬（静岡）

花弁：5個



・市原虎の尾

花期：4月中旬～4月下旬（京都）

花弁：約50個



・紅南殿

花期：4月中旬（東京）

花弁：7～11個



・山桜

花期：4月上旬～4月中旬（静岡）

花弁：5個



・ 御衣黄 ぎょいこう

花期：4月下旬（京都）

花弁：約13個



・ 天の川 あまがわ

花期：4月中旬～4月下旬（東京）

花弁：11～20個



「エドヒガン群」

・ 紅枝垂 べにしだれ

花期：4月上旬（東京）

花弁：5個



・ 四季桜 しきざくら

花期：10月～12月、4月上旬（東京）

花弁：約5個



「カンヒザクラ群」

・ 河津桜 かわづざくら

花期：3月上旬～3月中旬（伊豆半島）

花弁：5個



・ 寒桜 かんざくら

花期：3月中旬（東京）

花弁：5個



「マメザクラ群」

・きんきまめざくら
近畿豆桜

花期：4月上旬～5月上旬（近畿）

花卉：5個



・みどりざくら
緑桜

花期：3月下旬～4月上旬（東京）

花卉：5個



「針葉樹」

・黒松

樹形：30～40m程まで成長

葉：針形、2本が短枝に束生、長さ10～15cm

花：雌雄同株、新枝基部に雄花、先端に雌花

花期：4月～5月



「常緑樹」

・まきのき
槇木

樹形：幹は直立、15～20m程度まで成長

花期：5～6月



・もちのき
繭木

樹形：幹は直立、10～20m程度まで成長

花期：4月頃



・ もっこく 木斛

樹形：10～15m程度まで成長

花期：6～7月



・ きやらぼく 伽羅木

樹形：1～3m程度まで成長

花期：3～5月



・ しらかし 白欐

樹形：幹は直立、15～20m程度まで成長

花期：5月頃



・ くろがねもち 黒鉄繭

樹形：10～20m程度まで成長

花期：6月頃



・ きんもくせい 金木犀

樹形：2～4m程度まで成長

花期：9月～10月



・ ひいらぎ 柊

樹形：2～6m程度まで成長

花期：11月～12月



「落葉樹」

・ 栗

樹形：15～17m程度まで成長

花期：6月頃



・ 花水木

樹形：5～7m程度まで成長、大きいもので12m程度

花期：4月～5月



・ 百日紅

樹形：1～7m程度まで成長

花期：7月～10月



・ 楓 (イロハモミジ)

樹形：10～15m程度まで成長

花期：4月～5月



・ 銀杏

樹形：30～45m程度まで成長

花期：4月～5月



・ 梅

樹形：5～10m程度まで成長

花期：2～3月



※桜の開花時期については、把握している範囲で近畿圏に最も近い地域のものを記載。

※常緑樹・落葉樹は正真木若しくは主要となる樹木により選定を変え、主要な木の補助を前提とした植栽とする。

※上記は全て参考樹木とし、詳細な樹種は実施計画の中で選定する。

6.5.2. 歩行者動線計画の基本方針

郡山城跡公園へ利用者を効果的に誘導し、歴史公園の雰囲気を感じることができる散策ルートのネットワーク形成を基本とします。このため、区域内の公園空間と歴史・自然環境を魅せる歩行者動線について、3つの視点から整理します。

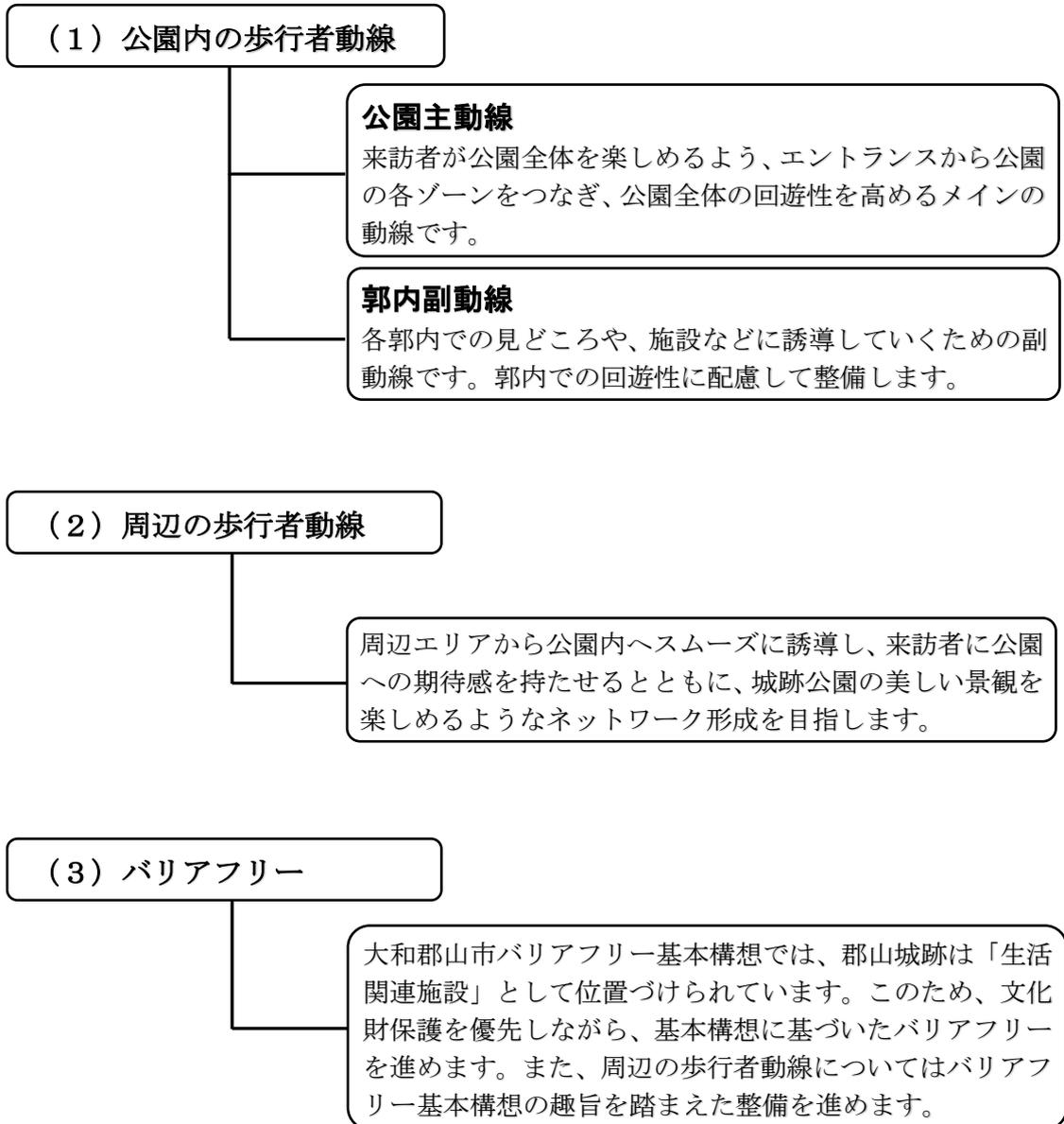


図 6-5-2 天守台から東の園路を望む

6.5.3. 公園内歩行者動線

歴史公園の雰囲気を感じることができる散策ルートのネットワーク形成を基本とします。

分類		内容
公園内歩行者動線	主動線	エントランスから各郭を繋ぎ、公園全体の回遊性を高めるメインの動線。郭間の接続と公園全体の回遊性確保を図る。
	郭内副動線	各郭内での回遊性を図るための動線。郭間のポイント接続に留意し、石垣（土坡）・堀・植栽を眺めながら歩ける動線とする。
市道三の丸幾知山線		学校の通学路にもなっており、車両通過交通も見られることから、歩車共存道路としての整備と修景を継続し、歩行者の安全性・快適性を確保する。 最も公園利用者が多い動線となることから、サイン、案内板等の整備を行なう。 史跡区域内に当たることから、将来的に公園周辺の都市計画道路が整備された際には、車道を廃止、歩行者専用道路とすることを検討する。

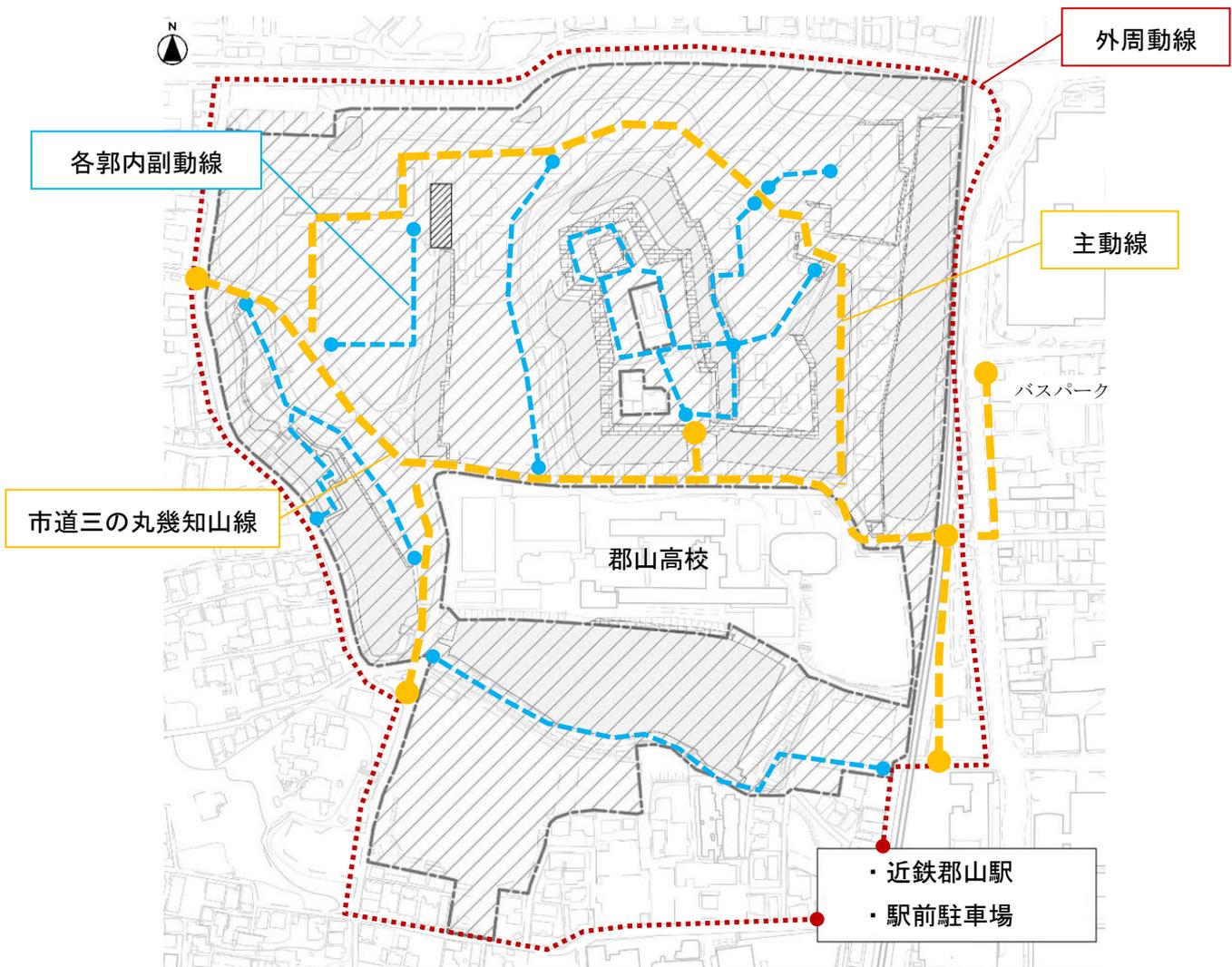


図 6-5-3 公園内歩行者動線図

凡例	
	都市計画公園区域(案)
	主動線
	副動線

6.5.4. 公園区域周辺の歩行者動線

来訪者を公園内へスムーズに誘導し、公園散策の期待感を持たせるネットワーク形成を基本とします。

分類	内容
県道奈良大和郡山斑鳩線 (城廻り線)	<ul style="list-style-type: none"> 左京堀や桜門を望む動線となるため、歴史公園にふさわしい景観に配慮した整備に向けて奈良県との調整が必要である。
東側外周道路 (市道近鉄三の丸線)	<ul style="list-style-type: none"> 五軒屋敷池越しにサクラ、石垣、追手東隅櫓、追手向櫓、東多門櫓などを望む。郡山城跡を代表する景観を楽しめる主要動線である。歩道の修景を図り、安全・快適に歴史散歩を楽しめる歩行者動線の形成を目指す。
西側外周道路 (市道矢田筋大阪口線／市道城内矢田筋線)	<ul style="list-style-type: none"> 鰻堀池を望む動線となる。道路改修に際しては、歩車分離や修景を行い、歴史公園にふさわしい景観に配慮した整備を検討する。
南側外周道路 (市道永慶寺五佐エ門坂線)	<ul style="list-style-type: none"> 道路勾配が大きい坂である。市道名にあるようにそれ自体が歴史性のある動線である。沿道となる大和郡山病院敷地には藩校総稽古所が設けられていた。サイン、案内板等の整備を検討する。
県道大和郡山上三橋線 市道三の丸西岡新木線 市道三の丸線	<ul style="list-style-type: none"> 公園の最寄駅となる近鉄郡山駅からの始点となる動線である。近鉄郡山駅周辺地区まちづくりに伴う駅前広場等整備の際にはサイン、案内板等の整備とともに、奈良県とも調整の上、歩道の修景を検討する。

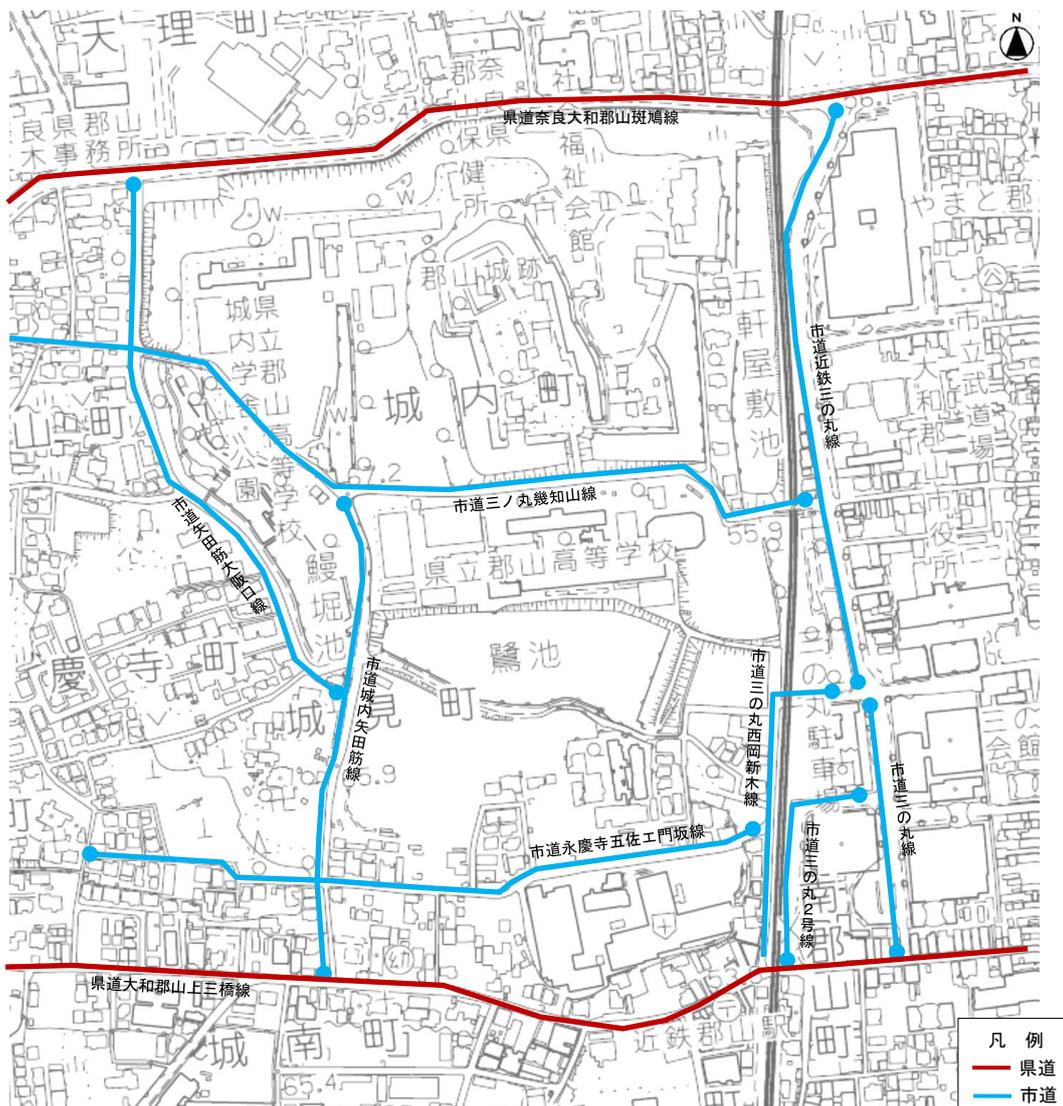


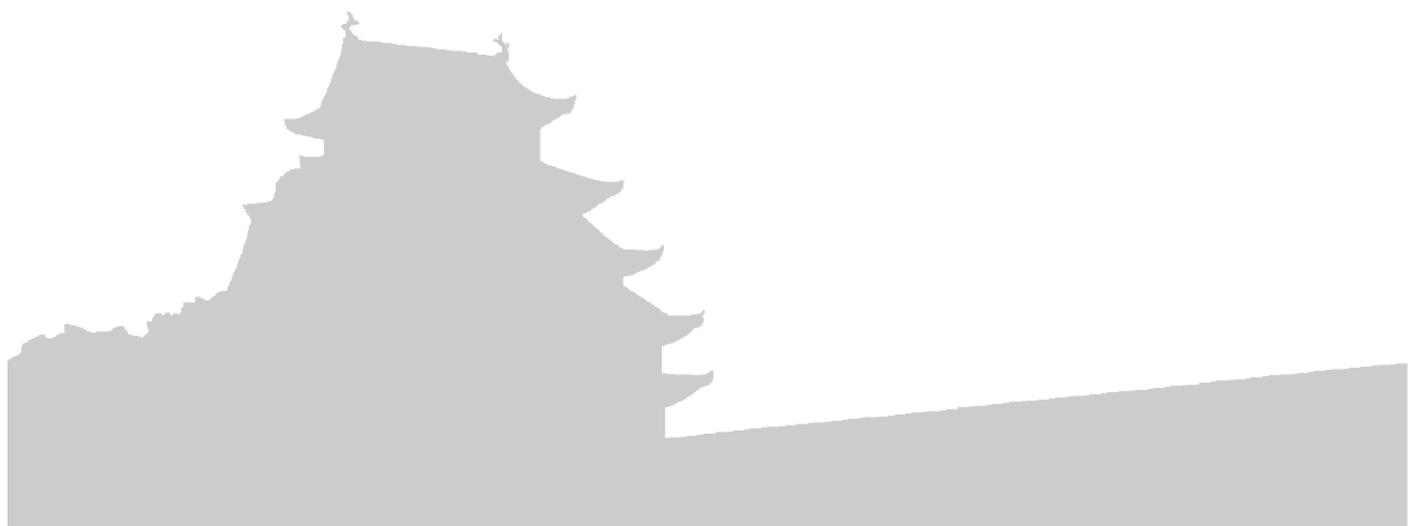
図 6-5-4 公園区域周辺道路図

6.5.5. バリアフリーの方針

歩行者動線にあっては、バリアフリーに最大限配慮します。しかし、文化財保護の観点から、バリアフリー化に対応できない動線も生じる場合があります。本計画においては、国史跡指定を前提とすることから、公園内動線については文化財保護を優先するエリアとします。

また、公園区域周辺の歩行者動線については、バリアフリー基本構想の趣旨を踏まえた整備を進めるものとしてします。

なお、公園内の駐車場整備は史跡保存の観点から困難と考えられます。このため、当面の間、多目的広場を臨時駐車スペースとしても利用することで、バリアフリーに対応していきます。その上で、将来的には公園エントランスへの障害者専用駐車スペース設置や、周遊コミュニティバスの運行等の対応施策について検討し、公園内への車両流入を最大限抑制していくこととします。



6.6. 基本計画図

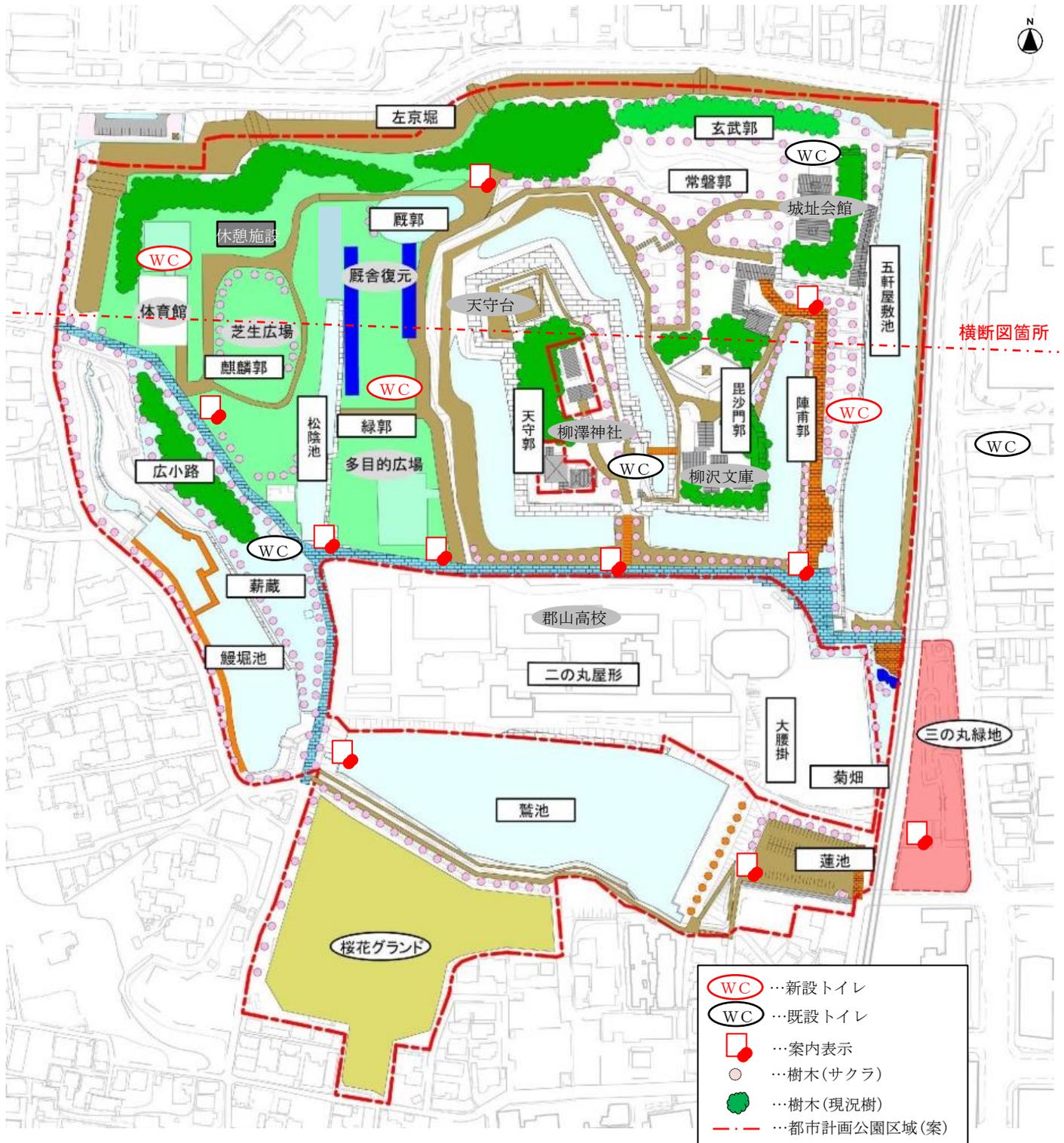


図 6-6① 基本計画図

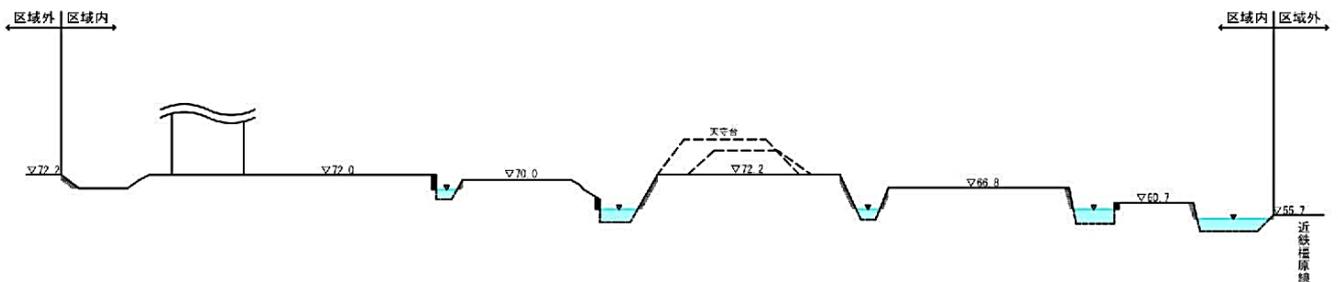


図 6-6② 城跡公園横断図

■ 郡山城跡公園の整備イメージ（鳥瞰図）



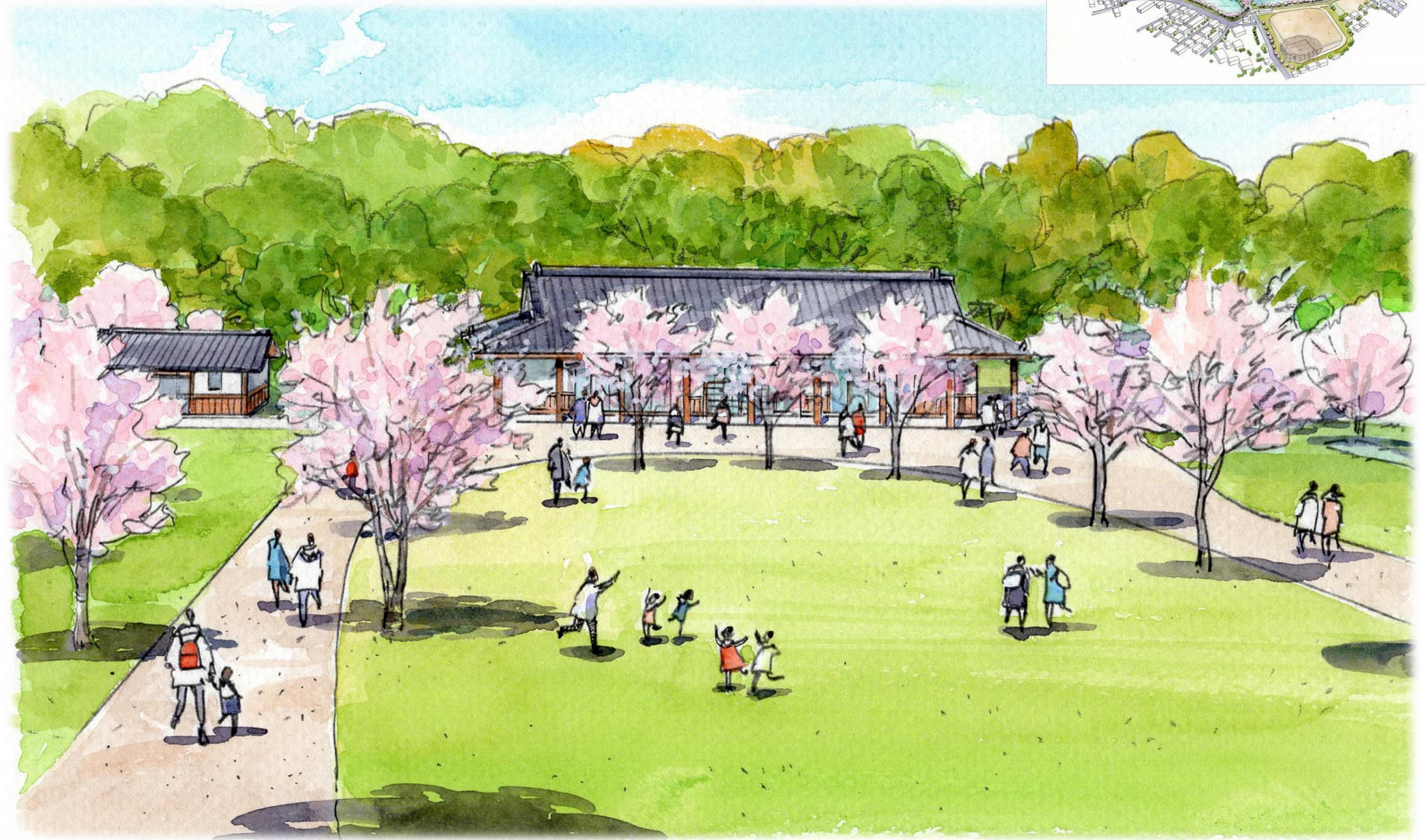
■郡山城跡公園の整備イメージ（エントランスゾーン《陣甫郭》）



■郡山城跡公園の整備イメージ（歴史文化体験ゾーン《緑郭・厩廓》）



■郡山城跡公園の整備イメージ（ふれあい交流ゾーン《麒麟廓》）



6.7. 実現化方策

6.7.1. 管理運営体制について

計画地の公園管理運営方針については、開設区域を基本として検討します。計画改定時においては、城趾公園（西公園）のみとなっていますが、今後、城内学舎跡地の土地取得・整備工事・公園開設を予定していることから、拡張整備にあわせた公園の管理運営基本方針を以下の通り定めます。

（１）基本方針

市を代表し、まちづくりの中核となる歴史公園として、市民・観光客・来訪者等が訪れることから、適切な維持管理を行い、施設をはじめ植栽等についても、質の高い状態を維持します。

また、国史跡指定を前提に、文化財に配慮した管理運営を行います。

さらに、まちづくりの賑わいの拠点となるよう、民間活力を積極的に導入し、施設の維持管理だけでなく、イベントの開催にも取り組んでいきます。

（２）管理体制

計画地の土地は、大和郡山市だけではなく、奈良県、民間団体、個人が所有する状況であり、公園開設エリア以外の維持管理については、各所有者との協力体制が必要となってきます。また、公園開設エリアについても、民間のノウハウを積極的に活用するため、指定管理制度を検討します。さらに、市民ボランティアとの協働についても協議し、「みんなで支えあう城跡公園」を目指すものです。

従って、公園管理者として市が果たす役割に加えて、管理主体に関わらず、都市公園の利用者の利便の向上に必要な協議を行うための協議会（自治会、住民団体、愛護会、指定管理者、公園施設の設置・管理者等）の設立について、第1期整備による公園開設時を目標として、取り組んでいきます。

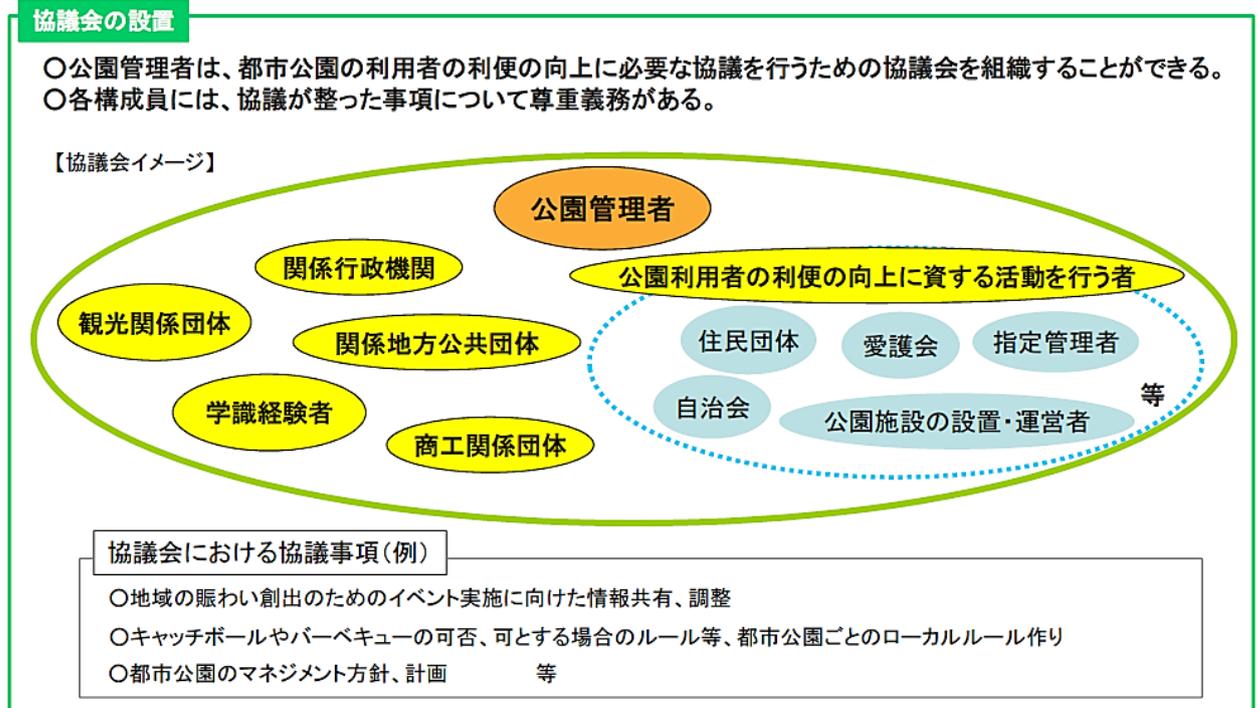


図 6-7-1 公園運営協議会のイメージ

(3) 民間活力の導入

都市公園法改正による設置管理許可期間の延伸によるP-FI事業等については、史跡範囲外にあたる三の丸緑地公園において導入を検討する一方で、城跡公園内は、文化財保護のため、城址会館のMO型PFI事業等、既存施設の活用について検討することとします。

また、開設エリアの総合管理についても、公園指定管理者制度、業務委託等の活用などの民間ノウハウの導入について、積極的に検討していきます。

(4) その他

上記の管理運営体制の他、インシャルコスト・ランニングコストの削減を図るため、樹木やベンチ等の「寄付プロジェクト」や、市民参画型の芝生整備などについても検討します。

6.7.2. 周辺区域と城跡公園の位置づけ

城跡公園には、歴史資源・市街地のオープンスペース・レクリエーション空間・都市の緑環境・一時避難場所など多くの機能があり、また、市民からも、歴史・観光資源として、休憩・休息空間として、まつり・イベント広場として、多様な機能が求められます。

これらの機能を効果的に発揮させるためには、単に城跡の公園計画として考えるのではなく、旧城下町(箱本十三町)のまちづくりと一体として考える必要があります。

また、城跡公園は、特殊公園(歴史公園)として都市計画決定が行なわれているだけでなく、公園区域を包含する郡山城跡の国史跡指定への取り組みを進めています。

城と城下町の関係において、郡山城跡公園の歴史資源としての核化により、箱本十三町や外堀緑地公園等をはじめとする城下町の賑わい創出につなげるものです。

そこで、周辺区域も一体的にとらえた城と城下町の役割を以下の通りとします。



図 6-7-2 城と城下町関係図

6.7.3. まちづくり事業等との連携

城跡公園、箱本十三町を中心とする区域では、近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本構想、街なみ環境整備事業、バリアフリー基本構想、県道奈良大和郡山斑鳩線のアンダーパス事業、一市一まちづくり（サイン計画）、旧川本家などの町家活用事業など、多くの計画・事業が進められています。

城跡公園の整備を実現していくには、これら関連計画・事業との連携を図り、一体的に進めていく必要があります。

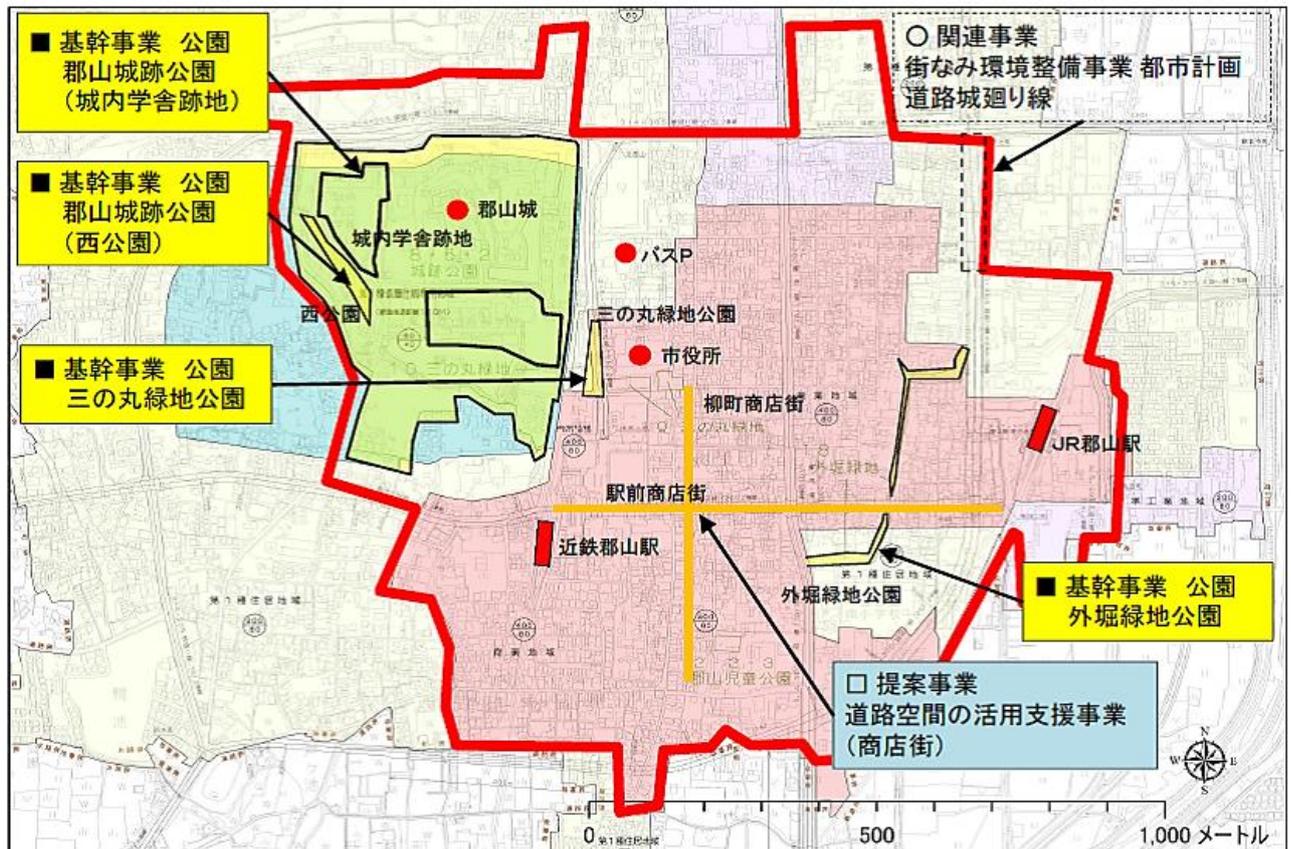


図 6-7-3 関連事業の例

6.7.4. 景観条例の制定に向けて

大和郡山市全体のまちづくりの方針は、総合計画や都市計画マスタープラン、緑の基本計画等により設定されています。また、城跡公園や箱本十三町を中心とした中心市街地において、歴史的資源を保全・活用し、本市らしい個性的なまちづくりを進めていくため、「近鉄郡山駅周辺まちづくり基本計画」の策定を進めています。

また、本市の歴史的資源は、計画地をはじめ、環濠集落や河川堤など、全市的に分布します。今後は、都市計画マスタープランの城下町・城跡エリアの景観形成だけでなく、「大和郡山市景観形成ガイドライン（平成16年（2004年））」に基づいて、景観計画を策定し、景観条例の制定と景観行政団体への昇格に向けた取り組みを進めていく必要があります。



稗田環濠集落

6.7.5. 歴史まちづくり法の活用に向けて

全国の市町村を対象に、歴史的な資産を活用したまちづくりの実施に携わる「まちづくり行政」と「文化財行政」の連携により、『歴史的風致』を後世に継承するまちづくりを進めようとする取り組みを支援するための新たな制度として、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共管の法律である「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（歴史まちづくり法）が制定されました。

これまで、核となる国史跡が具体化していなかったため方策のひとつに止まっていたましたが、計画地の国史跡化を前提に、歴史まちづくり法の活用に取り組んでいかなければなりません。

そのため、6-7-4 景観条例の制定とともに、住民の合意形成を図り、「歴史的風致維持向上計画」の策定に取り組んでいく必要があります。この計画が国により認定されれば、社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業、街なみ環境整備事業、都市公園事業、歴史的風致活用国際観光支援事業など）による重点的な支援を受けることができ、計画をより着実に進めていくことができます。

また、文化財保護行政における「文化財保存活用地域計画」の策定とあわせて検討します。

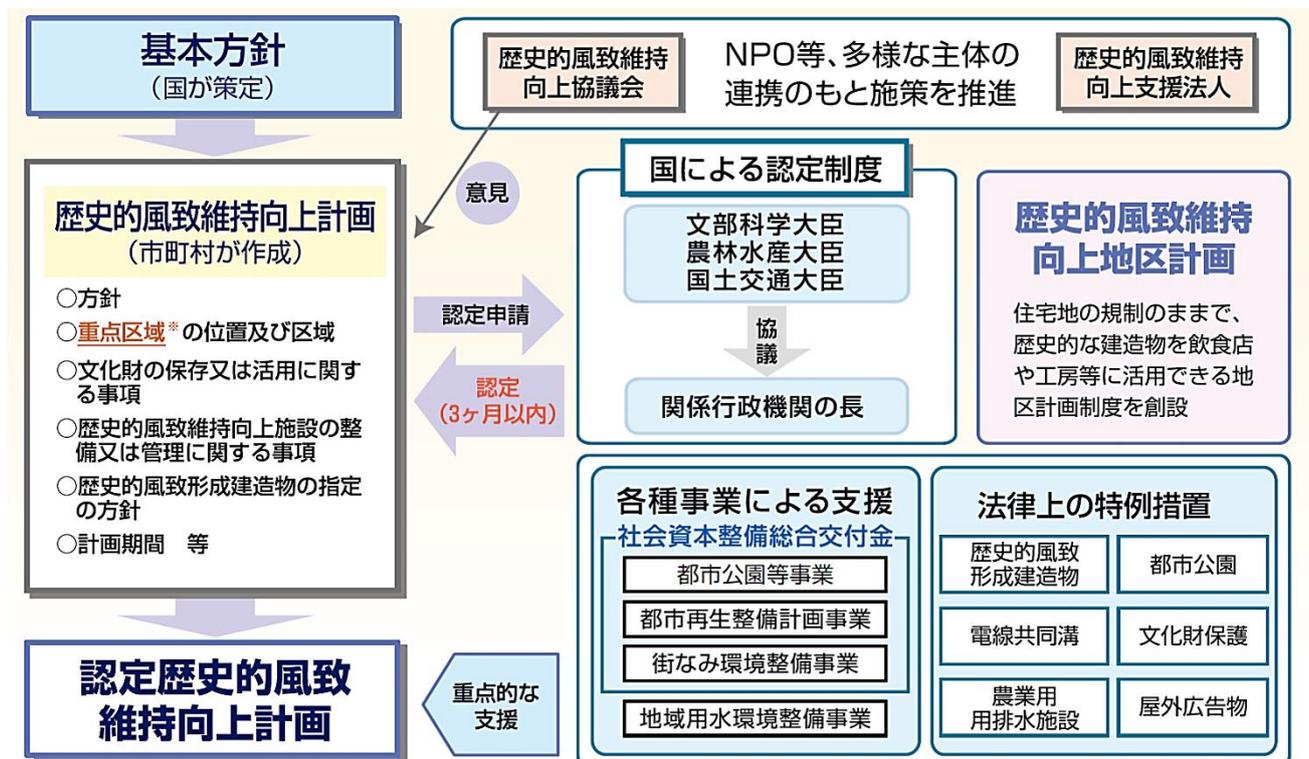


図 6-7-5 歴史まちづくり法の流れ